

ニュージーランド初期憲法史

甲 斐 素 直

〔はじめに〕

ニュージーランドには、硬性憲法は存在しない。ワイタングィ条約、一九八六年憲法法 (The Constitution Act 1986) 等議会在が制定した一連の法令、評議会命令 (Orders in Council)、特許状 (Letters patent)、裁判所判決及び不文の憲法慣行などが、ニュージーランドの成文化されていない憲法を構成しているとされる。⁽¹⁾

このような軟性憲法の下においては、憲法の形成過程を正確に把握しない限り、現行憲法についても正確な理解をすることは困難である。ニュージーランド現行憲法そのものについては、様々な本で、比較的よく紹介されているが、初期の憲法史については、そうした本においてすら、かなり不正確な紹介しかさ

れていない。

筆者は、二〇一四年八月にニュージーランド・オークランド大学を訪問し、同校の好意で、同国の初期の歴史に掛かる様々な文献に目を通すことができた。そこで、本稿では、それらの文献を通して知ることのできた、同国における初期の憲法の発展過程に関して紹介する。

一 ワイタングィ条約

今日のニュージーランド憲法の最初の頁を飾るのは、ワイタングィ条約 (Treaty of Waitangi、マオリ語では Te Tiriti o Waitangi といい) である。これは、一八四〇年にイギリス王とマオリとの間で締結された条約である。

(一) 前史

ニュージーランドに最初に到来した人類は、ポリネシア人であると考えられている。ポリネシア人は偉大な航海者で、北はハワイ諸島、東はイースター島、そして南はニュージーランドにいたる広大な海域をカヌーで自在に漕ぎ渡っていた。ニュージーランドに彼らが到来した時期については正確な記録は存在しないが、言語学的な推定と、ニュージーランドに残る遺跡の放射性炭素年代測定から、最初の渡来は、およそ一〇世紀〜一世紀ごろと考えられている。その後、一四世紀頃に、再度の大移住があった。⁽²⁾それが、今日、マオリと呼ばれる人々である。⁽³⁾彼らは、ニュージーランドをアオテアロア (Aotearoa: 「長い白い雲の地」の意味) と呼んだ。今日、公用語の一つとされる、

マオリ語によるニュージーランドの正式国名でもある。

ニュージーランドを、ヨーロッパ人として初めて発見したのは、今もタスマニア島及びオーストラリアとニュージーランドを隔てるタスマン海にその名を残すオランダ人、タスマン (Abel Janszon Tasman) で、一六四二年二月のことであった。⁽⁴⁾しかし、上陸を試みた際、船員四人がマオリに殺されたため、上陸はしていない。タスマンはこの陸地に故国オランダの州の一つ、ゼーランド (Zeeland) にちなみ、ノヴァ・ゼーランドイア (Nova Zeelandia) と名付けた。これが現在のニュージーラ

ンドの呼称の由来となっている。

ついで、一七六八年一〇月に、イギリスのクック (James Cook) が、ポリネシア人水先案内人により到来し、ニュージーランドへの上陸を果たした。クックは、マオリ族との友好関係を築くのに成功した。

同じ航海で、クックが発見したオーストラリアには、一七八八年に英国により、ニューサウスウェールズ (New South Wales) 植民地が開設された。その際の勅許状は、ニュージーランドも含むものであったが、その時点の植民地政府は、ニュージーランドには何の関心も持たず、したがって、それは実効支配を伴うものでは無かった。

しかし、その時期以降、交易や捕鯨などを目的として、ニュージーランドに欧州人が来訪するようになる。それにより発生した、文化面での大変化は一八〇七年以降、マスケット銃が持ち込まれるようになったことである。それまでマオリは、遠距離兵器としては投げ槍 (マオリ語で *hoko*) しかもっていなかった。このため、わが国戦国期と同様、マオリは銃を熱狂的に受け入れ、マオリ同士の戦争形態にも大きな変革が起こった。残念ながら、この時期のマオリには、わが国の織田信長やハワイのカメハメハ大王のような傑出した人物が現れなかったため、殺傷力の高い武器の出現は、国土を統一する政権を作り出

す方向へは作用せず、単に抗争激化によるマオリ人口の減少を招いただけに終わった。さらに、その時期以降に欧州人が持ち込んだインフルエンザ、赤痢、百日咳、はしか、チフスといった疾病も、マオリの人口減少を招いた。

一八三〇年までに、約二、〇〇〇人の欧州人がニュージーランドに居住するようになった。特に北島北端に近い、天然の良港であるアイランズ湾 (Taranaki Bay) に面したコロラレカ (Kororareka、一八四二年に Russell と名称変更) は、その時点においては、ニュージーランド最大の欧州人の町であった。

欧州人の多くは、無法な船乗りや一攫千金を夢見た山師であったため、同地の治安は「太平洋の災厄 (The scourge of the Pacific)」と呼ばれるほどに乱れていったと云う。⁽⁵⁾

英国教会伝道協会 (Church Missionary Society = CMS) のマースデン (Samuel Marsden) 牧師は、一八一四年にこの地を訪れ、最初の教会をここに建設し、以後、CMS は、マオリ族の教化に努めると共に、彼らを無法な欧州人達から保護するために努力した。

バスビー (James Busby) は、オーストラリア・ワイン産業の父 (Father of the Australian wine Industry) として知られる人物である。彼は、フランスやスペインから葡萄の苗を入手したり、栽培技術を習得したりする為、オーストラリアに入植

した後も、欧州に戻る事があった。一八三二年に英国に戻った際、バスビーは『ニューサウスウェールズとニュージーランドに関する真実の情報』という書を刊行した。⁽⁶⁾ 同書は、バスビーの書いた四本の論文と、他者の書いた二本の付録報告から構成されているが、その第四論文の「ニュージーランド島に関する簡単な記録」⁽⁷⁾ が、彼自身とニュージーランドの運命を変えることになった。一六頁ほどのこの小論文は、大きく分けて三つの点を指摘していた。



第一は、ニュージーランド産の麻⁸⁾の重要性である。この麻を原料にしてシドニーで製造されていたロープは、最高の品質で、当時、世界の海を支配していた木造船を走らせるためには欠くことのできないもので、シドニーからの欧州諸国への輸出を確保する為には、ニュージーランドとの交易は絶対的に必要であった。このことをバズビーは詳細な数字を上げて論証している。

第二に、バズビーは、ニュージーランド原住民、即ちマオリの風俗・習慣について詳しく紹介している。その一環として一八三〇年に発生したオナウエ虐殺事件 (Onawe Massacre) について紹介している。この事件は、マオリ同士の紛争に、英国船長が介入したために、大虐殺事件に発展したものである。それは次の様な事件であった。⁹⁾

北島のンガチ・トア (Ngati Toa) 族は、南島への侵略を一八二七年に試みたが、ンガイ・タフ (Ngai Tahu) 族に手ひどく撃退され、首長は戦死した。¹⁰⁾そこで、ンガチ・トアの新首長であるテ・ラウバラハ (Te Rauparaha) は、一八三〇年に、¹¹⁾報復のため、英国の船長スチュワート (John Stewart) の指揮するブリック船エリザベス号を、麻五〇トンを引き渡す条件でチャーターした。¹²⁾エリザベス号は、一六〇人のマオリ戦士を船内に隠して、今日のクライストチャーチ市近くのオナウエにあっ

たンガイ・タフの部落の傍に、麻の取引を装って停泊した。この当時、南島には麻の買い付けの為、多数の英国船が行くようになっていたため、エリザベス号が停泊しても、ンガイ・タフには不審に思われなかった。スチュワート船長は、ンガイ・タフの首長テ・マイハラヌイ (Te Mataramui) とその妻子を船上に招待した。彼らはその招待に応じた結果、容易にテ・ラウバラハの捕虜となった。夜陰に乗じて上陸したテ・ラウバラハ以下の戦士は、オナウエ部落を襲撃した。この襲撃で、部落民数百人が殺されたものとみられている。¹³⁾当時のマオリの風習に従い、北島に戻った後、捕虜のうち、女は奴隷とされ、男は屠殺されて祝宴の食糧となった。¹⁴⁾

この時点で、ニュージーランドの英国人を管轄していたのは、上述のとおり、ニューサウスウェールズ総督であった。シドニー帰港後、同船の乗組員が官憲にこの事件を告発したため、スチュワートは、この虐殺事件の共犯としてシドニーで裁判に掛けられた。しかし、ンガイ・タフの証人は異教徒であるため宣誓をすることが許されず、したがって、証人として採用されなかった結果、スチュワートは、罰を免れた。

この事件紹介を受けての結論として、バズビーは、オーストラリア商人達は、この国は、英国臣民の貿易を守るために英国によって領有されるべきであるが、その権威は英国人とニュー

ジールランド人が相互に守られるように形作られるべきだと考えていると理解しているとした。

第三に、バズビーは、一八二七年にフランス船が測量のために来訪しているなど、フランスが積極的な進出を図っており、同国が恒久的な領有を宣言する危険があることを指摘した。

このバズビーの論文を読んだ英国政府は、ニュージールランドに、英国として法と秩序をもたらす必要があると判断し、一八三三年五月、ロンドンに滞在していたバズビーを初代のニュージールランド駐在弁務官 (Resident) として任命し、その対応にあたらせることとした。しかし、英国政府が行ったのはバズビーの任命だけであった。バズビーには、無法な欧州人達を制御する法的権限も、軍事的支援その他の有効な手段も与えられなかった。

バズビーは、アイランズ湾 (Bay of Islands) を挟んでコラレカの対岸に位置するワイタンギ (Waitangi) に一八三三年に到着し、そこに自宅を建設した。¹⁵⁾ バズビーは、ニュージールランドに法と秩序をもたらす手段として、マオリに連合国家を作らせることを目指した。織田信長やカメハメハが、それぞれの歴史の中で果たした役割を、外部からの来訪者である彼が、間接的に果たそうとしたのである。

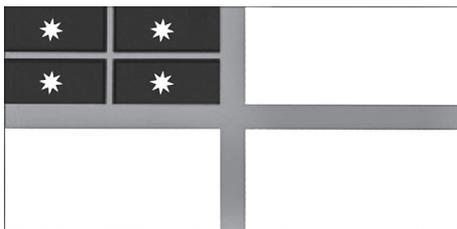
その第一歩として、バズビーはまずマオリ部族連合旗 (United

ニュージールランド初期憲法史 (甲斐)

Tribe's flag) の制定に取り組んだ。これには、直接の狙いと間接の狙いがあった。直接的には、当時の英国航海法は、所屬する国の旗を立てていない船の、英国やその植民地への入港を禁止していたからである。英国植民地では無いニュージールランドは、英国旗を掲げることができない。したがって、ニュージールランドとオーストラリアの貿易関係を深めるには、ニュージールランドの旗を定めることが必要だったのである。実際、ニュージールランドで作られた船で、旗を掲げることなくシドニーに入港したとして、逮捕され、船を没収されるという事件も起こっていた。¹⁶⁾

間接的には、統一的な旗をつくることで、マオリが部族対立を超えて、統一意識を持つことを狙ったのである。彼は、C M S 宣教師のウィリアムズ (Henry Williams) に依頼し、三種類の旗をデザインさせた。

一八三四年三月、バズビーは、ワイタンギの自宅前の広場に、近隣に住むマオリの首長三〇人を集



一九五

め、用意した三種のデザインの国旗から、その一つを選ぶように求めた。首長達が多数決で選んだのは、白地に赤の十字の旗（通常セントジョージの旗と呼ばれている）の、左上端が青地になり、そこがさらに小さな赤い十字で四つに区切られ、そこに二つ宛八芒星が白地で配されているデザインである。バズビーは、この共通の旗印を持つことにより、異なる部族が共同して活動するようになることを狙ったのである。

翌一八三五年一〇月、バズビーは、再びワイタンギに首長達を集めた。今度は三五名が集まった。そこで、バズビーは、予め用意したニュージールランドの部族連合国の独立宣言書（The Whakaputanga - Declaration of Independence）に、首長達の署名を求めた。⁽¹⁷⁾

独立宣言書は、次の四つの条文からなっていた。正文はマオリ語で書かれ、また、その写しは英語で書かれていた。⁽¹⁸⁾

第一条は、首長達はニュージールランドが独立国（whenua rangatira - independent state）であることを宣言し、首長達は自らをニュージールランド部族連合（te Wakaminenga o nga Hapu o Nu Tirene - the United Tribes of New Zealand）と呼ぶことも宣言している。

第二条は、国家の主権（kingitanga - sovereign power）及び国土の支配権（mana i te wenua - authority in the land）は、

部族連合が保有することを宣言した。また、法は、議会（huinga - congress）に依つて制定されることも宣言している。

第三条は、議会は、毎年秋に開催され、議会が法を形成し、司法権を行使し、平和を維持し、秩序を確立し、貿易を規制する権限を有すると述べている。また、議会は、この時点で議会に参加していない南部の部族を招待している。

第四条は、この宣言の写しは、英国に送付され、英国王に、部族旗を承認したことに感謝すると共に、この誕生したばかりの国の後見人となる事を求めている。

ワイタンギに集まった首長達はこの宣言に署名し、一八三五年一〇月二五日、ニュージールランド北島の北部地方に、ニュージールランド部族連合国が誕生した。これにより、ニュージールランドを無主の土地として、領有を狙っていたフランスの野望は押さえられたことになる。

（二）ワイタンギ条約の調印

現在のニュージールランド憲法を構成する一連の成文法の中で、最も古いものが、一八四〇年に制定されたワイタンギ条約で、英国とマオリの間に締結された条約である。英国を代表して、ワイタンギ条約に調印したのは、その時点でニューサウスウェールズ植民地副総督（lieutenant governor）という地位にあった

ホブソン (William Hobson) であった。

ホブソンは、アイルランド出身の英海士官であった。⁽¹⁹⁾ 彼は、艦長身分に昇格後、六年もの間、後援者がいなかったため、艦を与えられなかった。しかし、後に海軍長官 (First lord commissioner of the Admiralty) になるオークランド卿 (George Eden 1st Earl of Auckland) は、彼を後援し、フリゲート艦ラトルスネーク号を一八三四年に与えた。

一八三六年以降、彼は主としてオーストラリアで活動していたが、一八三七年、バズビーから、部族間戦争の危険が高まり、英国人が危険にさらされているという連絡が入ったため、ニュージーランドに急行し、キリスト教宣教師、植民者等と面談した。さらにマオリの首長にも会い、慰撫すると共に英国人に危害を与えないよう警告した。三ヶ月後に、停戦条約が締結されたのを待って英国に帰還した。帰り着いたのは一八三八年初めであった。帰国に伴い、通例の報告書を提出し、その中で、ニュージーランドに関しては、英国の主権を確立することが妥当、とした。

これより少し前に、英国人経済学者であるエドワード・ウェイクフィールド (Edward Gibbon Wakefield) は、『シドニーからの手紙』⁽²⁰⁾等の著述で、流刑囚に労働力を頼るオーストラリアの植民を批判し、それに代わるものとして「組織的植民論

(Systematic Colonization)」を提唱した。具体的には、次の提案を行った。

「(1) 英国に譲られた土地は公的土地 (public land) と見なし、完全平等と即金払いを条件として、一定価格をもつて、イギリス臣民の個人占有に解放すること。
(2) 公的土地の処理に責任をもつ当局は、イギリスで土地を売る権利を有し、土地購入者は入植地の土地を選ぶことができる。

(3) 公的土地を売った金で基金 (fund) をつくり、移民の輸送コストをまかなう。土地購入者が入植地に送られる労働者を指名できる規定を設け、船賃を無料にする。
(4) 上記の基金によって、原住民から割譲される土地を買うコストを支払う。

(5) 基金の一部で、道路、学校、教会の建設コストを支払う。

(6) 入植地の通常の公費は、植民地政府が課す税金によってまかなう。

(7) 基金が十分に形成されるまでの間は、合体資本による共同保険 (joint security) で融資をおこなう。」⁽²¹⁾

そして、自らの理論をニュージーランドにおいて実現するべく、ニュージーランド土地会社 (New Zealand Land Company)

を一八三七年に設立した。同社は、政府が動き出す前に、土地の買収を急いだ。すなわち、一八三八年には弁護士である弟のウィリアム (William Hayward Wakefield)⁽²³⁾ を、今日のウェリントン及びネルソンに当たる場所に派遣し、マオリからの土地の買収を行った。この会社は、一八三九年二月に名称をニュージールランド会社 (New Zealand Company) に変更し、一八四〇年一月から、実際にニュージールランドへの英国人の組織的移民事業を開始した。⁽²³⁾

このウエイクフィールドの理論は、英国の植民地政策そのものに強い影響を与え、それに根本的変化をもたらした。ウエイクフィールド理論の、英国植民地政策への影響の一つは、一八三六年に勅許状がおりて開始された、南オーストラリア植民地の建設に見られる。⁽²⁴⁾ これは、囚人の労働力に頼らないことを前提とした最初の植民事業であった。

ニュージールランドに関しては、それまでこれを植民地とすることに消極的だった政策を転換し、植民地化することを、政府が決定した、大きな原因となったのである。そのタイミングで、ホプソンの報告書が提出されたため、彼は大きな注目を集めることとなった。

この時代、欧州列強は、他国を侵略する方法として三つの法的手段を有していた。第一に征服であり、英国であれば、イン

ド征服などが代表例である。第二に割譲であり、南京条約による香港の割譲などが代表例である。そして第三が、無主の土地の先占で、オーストラリアに住むアボリジニが特定の場所に定住することなく、放浪の生活を送っていることから、土地所有権を持たない民と判断し、オーストラリア全体を無主の土地 (Terra nullius) と認定したことが代表例である。

ニュージールランドの場合には、マオリは定住して土地を支配していたため、第三は論外である。第一の、武力による支配を行うほどの価値のある土地とは考えられない。その結果、英国政府は、第二の条約による割譲を目指すことを決定した。

一八三八年二月、英国は、部族連合国の独立宣言を承認することを決め、外務省として同国に対して公使を派遣することとなった。ホプソンがそれに選ばれ、彼が受諾した結果、一八三九年八月に領事 (British consul) に任命された。また、それに先立つ七月に、植民省より、ニューサウスウェールズ植民地副総督 (Lieutenant Governor) に任命された。そして、ニュージールランドに英国植民地を建設しよう命じられた。その手段として、ホプソンは、マオリから、植民者のための土地を「公正かつ平等な契約 (by fair and equal contracts)」で入手し、それを植民者に再販売することにより、将来の事業に資金を供給出来る体勢を作ることを命じられたのである。この命

令自体、ウエイクフィールド計画の明白な影響である。

一九三九年八月にプリマスを出発したホブソンは、シドニーに二月に到着し、上司であるサウスウェールズ総督ギップス (George Gips) と協議した結果、ギップスはニュージーランドにおいて、以後、マオリと英国人の私的売買を禁じる布告を發した。そして、これ以前の土地売買についても、政府調査官が調査するまで効力を發しないこととした。この布告は、これ以前になされた、ニュージーランド会社によるウェリントン及びネルソンの土地買収を念頭に置いたものである。

ホブソンが、ニュージーランドのコロラレカに到着したのは一八四〇年一月二九日で、翌一月三〇日に、英国教会伝道協会 (CMS) の教会で、布告を読み上げた。それは、ホブソンがニューサウスウェールズ副総督に任命されたこと、この布告の日以降における英国人の、ニュージーランドにおける土地売買は、無効となることなどを内容とするものであった。しかし、その際、公使の辞令は敢えて読み上げておらず、以後、彼は、もっぱらサウスウェールズ植民地副総督としての資格で行動することになる。

ホブソンは、バズビーの協力により、近隣のマオリ首長に、再びワイタンギに集まるよう招待状を送ると共に、バズビーと条約の内容を詰める作業を行った。彼らが決定した条約は、三

箇条からなる簡単なものであった。

この条約の正文は、英語版とマオリ語版の二つがある。英語版を紹介すれば、次のとおりである。

(1) The Chiefs of the Confederation of the United Tribes of New Zealand and the separate and independent Chiefs who have not become members of the Confederation cede to Her Majesty the Queen of England absolutely and without reservation all the rights and powers of Sovereignty which the said Confederation or Individual Chiefs respectively exercise or possess, or may be supposed to exercise or to possess over their respective Territories as the sole sovereigns thereof.

(ニュージーランド部族連合の構成員となっている首長、及びその構成員になっていない別個独立の首長は、英国女王陛下に、絶対的かつ無条件に、上記部族連合ないし独立首長が保有しているか、ないしはその唯一の主権者としてそれぞれの領土上で行使し、保有していたと考えられるすべての主権に伴う権利・権力を、譲渡する。)

(2) Her Majesty the Queen of England confirms and guarantees to the Chiefs and Tribes of New Zealand and to the respective families and individuals thereof the full

exclusive and undisturbed possession of their Lands and Estates Forests Fisheries and other properties which they may collectively or individually possess so long as it is their wish and desire to retain the same in their possession: but the Chiefs of the United Tribes and the individual Chiefs yield to Her Majesty the exclusive right of Preemption over such lands as the proprietors thereof may be disposed to alienate at such prices as may be agreed upon between the respective Proprietors and persons appointed by Her Majesty to treat with them in that behalf.

(英国女王陛下は、首長並びにニュージールランド部族連合及びその家族ないし個人に対し、彼らの国土、土地、森林、漁業その他、彼らが総有的に、若しくは個別的に所有している資産の完全かつ妨げられることのない所有権を、その欲し、希望する限りにおいて有することを、ここに確認し、保障する。但し、部族連合の首長及び独立の首長は、それらの資産の個々の保有者と、陛下に依り、その代理として任命された者との間の協議により決定されるであろう価格で、絶対的な優先買取り権を陛下に与えるものとする。)

(3) In consideration thereof Her Majesty the Queen of

England extends to the Natives of New Zealand Her royal protection and imparts to them all the Rights and Privileges of British Subjects.

(英国女王陛下の思召しにより、ここに、英国臣民としてのすべての権利と特権の保護を、ニュージールランド先住民に及ぼすものとする。)

これを簡単に要約すれば、第一条は全ニュージールランドの主権を英国王に譲るといふものであり、第二条はマオリの土地所有権は保障されるが、その土地の売却は、全て英国政府へのみ認められるといふものであり、第三条はマオリに対しては英国臣民としての権利を認める、というものである。第二条には、ウエイクフィールドのニュージールランド会社の活動を抑えようという意図が明確に現れている。

集会は、一九四〇年二月五日の正午から、バズビーの自宅前の広場で開催された。C M S 宣教師のウィリアムズが通訳を務めた。

マオリ側は、ホブソンに、帰れ、と言う者があるなど、当初は、条約締結に否定的な者が多かった。しかし、ンガ・プヒ (Nga pahi) 族のホネ・ヘケ (Hone Heke)⁽²⁶⁾ など、有力な首長が、占拠を狙うフランス人や無法な欧州人からの保護を英国に望んで、他を説得した。⁽²⁷⁾ ホブソンは、一晩の考慮時間において、翌

日署名を求めた。その結果、その場で、ホネ・ヘケを筆頭に四
五名の首長からの署名が、この日に得られた。²⁸⁾

一週間後、ホブソンはさらに他の地域での集会に出席した。
そこでも、最初は、反対の声が強かったが、ホブソンが、署名
しなければ、無法な欧州人によって、土地が奪われるであろう
と警告すると、さらに五六名の首長が署名した。その後も、条
約の写しは、南北両島の諸部族の間をめくり続けており、六月
までに五二名の首長の署名を集めることに成功した。

しかし、後にホブソンが作成した条約の英語版の文言と、ウイ
リアムズの作成したマオリ語版の文言との間にはかなりの齟齬
がある事が明らかになった。²⁹⁾

「これは、主として、条約の英語版とマオリ語版に二点の
相違があることに起因している。第一に、英語版第一条に
は、主権 (Sovereignty) という言葉が用いられているが、
マオリ語版でこれに当る言葉は、*Kawanatanga* であり、
統治する者 (governorship) の意味であった。第二に、第
二条の「土地、不動産、森林、水産及びその他の財産の排
他的かつ平穩な完全所有」は、マオリ語版では、*...te tino
rangatiratanga*、土地、村及びすべての宝物に対する
完全な権限 (full authority) 又は保護者としての権限
(guardianship) の意味であった。すなわち、英語版第一

条でイギリス国王に譲渡された権限は、マオリ語版第二
条によって、マオリ人に保障されていたことになる。このた
めマオリ人は、マオリ人の伝統的な権限は保障されてい
ると理解した。³⁰⁾

このため、本稿第三節第三項に後述するとおり、一八六〇年
以降、長きにわたって続く、ニュージーランド戦争 (New
Zealand war) と呼ばれる、マオリによる激しい抵抗が起きる
これを、ニュージーランド植民地政府は、条約により英国臣民
となったことを理由に反乱と捉え、武力で鎮圧した。

その後一〇〇年以上にわたり、欧州人側は、条約の誠実な遵
守を行おうとはしなかった。それどころか法的に無価値である
としていた。³¹⁾

(三) ワイタングィ条約法

ワイタングィ条約のマオリ語版の誠実な遵守が、ニュージーラ
ンドにおいて国家の方針となったのは、一九七五年以降のこと
である。この年に、ワイタングィ条約法 (Treaty of Waitangi
Act 1975) が制定された。³²⁾ 同法前文は言う。

「一八四〇年二月六日、条約がワイタングィにおいて、当時
の英国女王ヴィクトリアとニュージーランドのマオリの人々
との間で締結された。

そして、条約の英語版とマオリ語版では、内容が異なつた。

そこで、審判所を設け、条約に関する原則の適用にあたり、生じた異議に関し勧告を行うこととし、その目的のため、その意味と効果を決定し、特定事項がそれら原則と矛盾しているか否かを決定することが望ましい。」

この法律に基づき、ワイタンギ審判所 (Waitangi Tribunal) が創立され、ワイタンギ条約で認められた権利について、審判が開始された。

ワイタンギ審判所の活動は、次の様なものである。

「文化的アイデンティティから言つて先住民マオリに属すると自分で信じる者（血統の純粋性は問われない）ならばだれでも、ヨーロッパ人植民者たちがやってきて以来、自分たちがこうむってきたと思う不正義と不利益——大地とその上にある天然資源を利用する権利、さらに社会的・文化的な権利の喪失——について、この審判所に訴えることができる。ワイタンギ審判所は、裁判所ではないので、判決は出さない。(1) 専門家を動員した数年間にわたる調査や公開ヒアリングの末、詳細な報告書とともに政府に対する勧告を出す。これまでのところ、ニュージーランド政府は、おおむねワイタンギ審判所の勧告を尊重してきた。土地、

漁業権、公用語としてマオリ語を使用する権利、それらへの補償金など、巨額の金銭と資産が先住民マオリに返還され、マオリ文化と言語を公的なものと認知し、奨励する政策がとられてきた。二〇〇六年一〇月末までに政府からマオリ諸部族に対して支払われた補償金総額は、七億四三〇〇万ニュージーランド・ドルに上る。」³⁹⁾

しかし、同法に対しても、そのマオリに対する保護は不徹底だとし、不満が強く、その後も、一九八五年改正、一九八八年改正、一九八八年第二改正、一九九三年改正、二〇〇六年改正と、大改正だけでも五回を数えている状況にある。

11 特許状 (Letters Patent)

＝ 一八四〇年憲章

(一) 初代総督ホブソンの活動

ホブソンは、一八四〇年五月二日、二つの布告 (proclamation) を発してニュージーランド全島が英国領になったと宣言した。ホブソンの発した二つの布告の一つは、ワイタンギ条約に基づく割譲により、条約の最初に締結した日付における北島に対する主権を宣言するものである。いま一つは、クックの発見及び領土主権の主張に基づき、南島及びその南方洋上にあるスチュアート島 (Stewart Island) に対する主権を宣言するも

のである。すなわち、第二の布告は、この時点では南島にはマオリ族は居住しておらず、オーストラリア同様に、無主の土地だという認定を下したことを意味する。オナウエ虐殺事件という事例があったにも関わらず、このように無理な布告をホブソンが発したのは、ニュージーランド会社の移民団が、この年二月には既に今日のウエリントン近辺に到着済みであると告知されていたので、これを押さえるための法的体裁を整える必要があったからと思われる。

この時点においては、先に述べたとおり、ニュージーランドは、ニューサウスウェールズ植民地の一部であり、ホブソンはあくまでもニューサウスウェールズ植民地の副総督としての資格において、この布告を行っている。しかし、英国政府は、ホブソンの布告を受けて、一八四〇年一月一六日付けで勅許状 (Letters patent)⁽³⁴⁾ を発し、翌一八四一年七月一日付けでニューサウスウェールズから分離し、独立の植民地となった事を宣言した。⁽³⁵⁾

ニュージーランド会社は、新植民地の首都を、彼らのニュージーランドにおける拠点であるウエリントンとすることを望んだ。しかし、ホブソンは、シガチ・ワトウア (Ngati Whata) 族から友好の印として贈与されたワイテマタ (Waitemata) が臨んでいる湾が、艦隊でもそっくり停泊出来る天然の良港であ

ることから、一八四一年にニュージーランドが独立の植民地として正式に発足するに際し、ここを首都と宣言し、彼の後援者の名を取ってオークランドと名付けた。

勅許状は、通常一八四〇年憲章 (Charter of New Zealand 1840) とよばれる。ニュージーランド植民地における最初の憲法として機能した。一八四〇年憲章は、ホブソンを昇格させてニュージーランド総督とし、ニュージーランド政府の最初の政府機構として、立法評議会 (Legislative Council) と行政評議会 (Executive Council) を設立することを定めていた。

立法評議会は、総督、植民地長官⁽³⁶⁾、植民地財務官 (Colonial Treasurer) 及び総督により任命された三名の治安判事 (Justice of the peace) で構成された。立法評議会は、規則 (Ordinance) を定め、その他法整備を担当した。この立法評議会は、一八五二年憲章によりニュージーランドに議会制度が導入されると、その上院とされることになる。⁽³⁷⁾

行政評議会は、総督の補佐・助言機関として設立され、政府職員として任命された者により構成される。これは、現在も存在しており、全閣僚がこれに属することとされている。⁽³⁸⁾

また、一八四〇年憲章は、ニュージーランドを構成する三つの主要な島、すなわち北島をニューアルスター (New Ulster)、南島をニューマンスター (New Munster)、スチュワート島を

ニューレンスター(New Leinster) という名の地方 (Province) とした。⁽³⁹⁾

以後、しばらくの間、ニュージーランドでは、ワイタング条約を遵守し、マオリを守ろうとする総督と、マオリを弾圧し、入植者に土地を確保しようとするニュージーランド会社との争いという様相を呈することになる。ニュージーランド会社は、次々とロンドンで土地を売り出しては、新しい植民者をニュージーランドに送り込んだ。そうしたニュージーランド会社の植民者から見れば、ロンドンで多額の代金を支払った上で移民してきているのに、彼らのものとなるべき土地は、依然としてマオリが占拠しており、総督は、それについて何の手も打ってくれないという不満が高まるのである。しかし、総督としては、ワイタング条約から、マオリに土地を売るよう、強制することはできないのである。

そうした軋轢にさいなまれたホブソンは、一八四二年九月一日、脳卒中により現職のまま死亡する。五〇歳であった。

(二) 二代総督フィッツロイの苦闘

フィッツロイ (Robert FitzRoy) は、ビーグル号 (Beagle) の第二次探検 (ダーウィンの『ビーグル号航海記』で有名) における艦長として、あるいは英国気象学の確立者として著名な

人物である。海軍士官を辞した後、短期間、国会議員を務めた。ホブソンの急死にあたり、英国教会が彼を推薦し、一八四三年四月にニュージーランド総督として発令され、同年二月二三日にオークランドに到着した。⁽⁴⁰⁾ ホブソンの急死後、フィッツロイの到着までの一年半近い総督不在の間に、ニュージーランド情勢は悪化していた。第一に、ニュージーランド会社とマオリの対立が激化していた。そして、第二に、ニュージーランド植民地政府の財政は破綻していたのである。

フィッツロイは、このニュージーランド会社とマオリの対立という厳しい状況の解決に、自分の能力だけを頼りに挑まねばならなかった。なぜなら、フィッツロイに、英国政府は、資金も、そして軍艦も提供しなかったからである。⁽⁴¹⁾ それに対し、ニュージーランド会社による入植者は、その時点のニュージーランドにおける欧州人口の大部分を占め、植民に関して組織的なリーダーシップを有している上に、現地において最も影響力のある新聞と、ロンドン政界の強力な友人を持っていた。

彼が解決すべき第一の問題は、ホブソンが死亡し、総督権力が不在の間に発生したワイラウ事件 (Wairau affray) であった。⁽⁴²⁾ ニュージーランド会社は、南島北部のネルソンに、一八三九年にマオリから合計九万ヘクタールの土地を購入し、一八四一年一〇月からアーサー・ウェイクフィールドをリーダーとして入

植を開始した。残念ながら、その地域には平地が乏しく、入植者すべてに行き渡るほどには適地がなかった。そこで、一八四三年、アーサー・ウエイクフィールドは、ネルソンに隣接するワイラウ平原に測量隊を派遣した。ンガチ・トアの首長であるテ・ラウパラハ (Te Rauparaha) とランギ・ハエアタ (Rangihaeta) は、直ちにそこは売却していないと抗議した。数ヶ月に及ぶ実りない交渉の末、テ・ラウパラハ等は、測量隊を強制的に立ち退かせ、彼らの野营地を焼き払った。焼いた理由として、テ・ラウパラハは、それは彼の土地に生えていた木で作られていたから、彼に処分の自由があると主張した。しかし、アーサー・ウエイクフィールドは、ネルソン植民地の民兵を送ってテ・ラウパラハを逮捕しようとした。六月一七日に両者は激突し、欧州人側ではアーサー自身を含む二二人、マオリ側では四人が殺された。ニュージーランド会社は、この二二人の欧州人の死に対する復讐を期待して、新知事の到着を待っていたのである。

しかし、裁判所は、アーサー側が先に発砲してランギ・ハエアタの妻を殺していたなどの事情から、ワイラウ事件は植民者側の著しい挑発に基づいて発生したものであり、したがってマオリを処罰することはできない、と判決しており、フィッツロイは、総督としてこれを裁可した。

また、そもそも、ホブソンのニュージーランド到着時の布告により、それ以前の売買であっても、政府調査官による認定を待たなければ、ニュージーランド会社は、行動できないはずであった。そして、ロンドンから派遣されたスペイン (William Spain) 土地問題調査官 (Land Claims Commissioner) の調査に依れば、ニュージーランド会社が購入したと主張した土地のうち、有効に購入したと認められたのは、マナワツ (Manawatu) とニュープリマス の二箇所のみだったのである。この結果、ニュージーランド会社が購入したと主張したマオリの土地は不法占拠であるが、既に到着し、入植している善意の第三者たる植民者を立ち退かせることはできないとして、フィッツロイは、ニュージーランド会社に対し、所有者たるマオリに、土地代価相当の補償を行うよう要求するという、多分に玉虫色の解決を行おうとした。

彼の、マオリ人には法的権利があるという判断⁽³⁾は、植民地事務局の賛同は得られたが、そのかわり、ニュージーランド会社関係者やその植民者からは恒久的な敵意を得ることとなった。会社は、直ちに彼の更迭を目指して、ロンドンに対する働きかけを開始した。その結果、彼の総督在任期間は大変短いものとなった。

フィッツロイの直面した政府の財政問題は、深刻なもので

あつた。⁽⁴⁴⁾ 植民地政府の歳入の多くを占める関税収入は、最大の貿易相手国であるオーストラリアが景気後退に見舞われていたため、大幅に減っていた。そのため、日々の行政に必要な資金さえも事欠く状況であつた。当然ながら、マオリから土地を購入する資金があるわけはなかつた。

ホブソンが命じられていたのと同様、フィッツロイも、マオリから購入した土地を、欧州人入植者に売って得た利益で公共事業を行うこととされてきた。ホブソンの場合には、土地購入資金を得る手段として約束手形を発行していたが、フィッツロイの時代に、その償還期限がやって来ていたので、問題はホブソン時代よりも深刻であつた。そこで、フィッツロイはやむを得ず、一八四四年四月に、総額三万七〇〇〇ポンドの公債を発行した。

その事の効果はすぐに現れた。一八四四年の年頭には停滞していたオークランド周辺の経済活動は急速に改善し、輸取出引が行われる様になつた。さらに、フィッツロイは、政府の財政を改善するため、関税を上げると共に、資産税を導入した。⁽⁴⁵⁾

一八四四年、フィッツロイは、後のニューゼーランド戦争の前哨戦と言ふべきంగా・プヒ族のホネ・ヘケ (Hone Heke) 等との闘争に直面することになる。ワイタンギ条約締結に当たつてのマオリ側の積極的な推進者であつたホネ・ヘケが、この時

期に総督の權威に反抗するようになった理由は、はつきりしない。フィッツロイは、さまざまな考えられる原因を挙げているが、その中でワイラウ事件の影響を、最も重要としている。この、植民者が武力によりマオリの土地を奪おうとしたという事件が、全マオリを震撼させ、以前からある猜疑心を呼び起こしたといふのである。それまで、マオリは、植民者のことを、宣教師の活動もあつて、平和的な人間で、交易目的と思つていたところが、ワイラウ事件がそれを一変させたと、フィッツロイは判断している。⁽⁴⁶⁾

ホネ・ヘケは、ラッセル (以前のコロラレカ) にあつた英国旗を掲揚している旗竿を、英国を象徴するものとして、一八四四年七月に最初に切り倒した。⁽⁴⁷⁾ フィッツロイは北部に急行し、同地方の首長達と話し合いを行い、互いに平和を維持することで話が決まつた。貿易は再開され、旗竿は元通り立てられたが、これをホネ・ヘケは、一八四五年一月中旬に二度に渡つて切り倒した。そこで、フィッツロイは、ホネ・ヘケの身柄を拘束した者に対し、一〇〇ポンドの賞金を支払うと布告した。これに対し、ホネ・ヘケは、総督の身柄を拘束した者に、同額を支払うとやり返した。

一八四五年二月に、フィッツロイは軍を派遣し、かつ旗竿を容易に切り倒せないよう、鉄で保護した。しかし、三月一日

に、ホネ・ヘケは、この軍を武力で追い払った上でこの旗竿も切り倒し、ラッセルの町を焼き払った。ホネ・ヘケの、ラッセル攻撃は決して激情に駆られての野蛮なものでは無かった。ホネ・ヘケは、欧州人に対し、宝石・書類その他、本人が希望する貴重品を持ってボートに乗るのを認め、また、教会その他の公共施設への焼き討ちは行わなかった。⁽⁴⁸⁾

本拠地に撤退したホネ・ヘケに対し、フィッツロイは、オーランドから持てる限りの軍を送って攻撃したが、ホネ・ヘケは、英国軍に多大の損害を与えてこれを撃退した。以後、英国軍とホネ・ヘケ軍の軍事衝突は一八ヶ月に渡り、続くことになった。

こうした厳しい軍事情勢にもかかわらず、一八四四年九月、フィッツロイは、欧州人を武装させ、軍事訓練をすることはせず、植民者の防衛行為は、町の防衛に限ることとした。その理由は表面的には、最も友好的なマオリ人さえも猜疑心を持たせる可能性があるからとした。しかし、実のところ、その最大の理由は、民兵を動員するための費用負担に、植民地財政が耐えられないためであった。⁽⁴⁹⁾

他方、フィッツロイは、ニューギランド会社との対立を緩和するために、ホブソンの布告を取り消し、私人がマオリから土地を購入することを認めるとした。⁽⁵⁰⁾

この北部の紛争に加え、ウェリントンでも、平和が失われていた。フィッツロイの裁定にもかかわらず、ニューギランド会社はワイラウでの侵略行動を止めていなかったため、テ・ラウバラハ等との戦いが再燃していたのである。しかし、フィッツロイは、彼の限られた軍事力を、この地域のマオリに対して使用することを許可しないと決定した。

実は、フィッツロイは、これより遙か前、一八四五年四月三〇日付けで、総督から既に解任されていた。その知らせを彼は一〇月一日に正式に受け取ることになる。⁽⁵¹⁾ フィッツロイの解任理由は、指示に反して公債を発行したこと及び民兵を適時に動員していないこと等であった。ニューギランド会社のロンドンにおける裏工作が成功したのであった。

(三) 第三代総督グレイの努力

グレイ(Sir George Grey)は、ニューギランド総督に発令された時点で南オーストラリア植民地総督であった。その地理的近さのおかげで、一八四五年一月一日にはオーランドに到着することができた。フィッツロイが罷免されたことは公表されておらず、彼はそのまま執務を続けていたから、フィッツロイ着任時の場合のような、長期にわたる総督不在という混乱は生じていなかった。⁽⁵²⁾

グレイは、一面ではフィッツロイよりも恵まれていた。ニュージーランドの厳しい情勢から、英本国は、彼に十分な資金とインドやオーストラリアから掻き集めた強力な軍隊を与えたからである。他面、フィッツロイが不名誉に罷免された事實は、ニュージーランド会社との関係に神経を使わないと、グレイもまたフィッツロイと同じ運命をたどることを示していた。ワイタンギ条約を誠実に遵守することを考える官僚にとって、これは非常に厳しいジレンマであった。

グレイも、フィッツロイと同じく、ホネ・ヘケの蜂起の根本原因は、ワイラウ事件にあるとみていた。そこでグレイがオークランドに到着して第一に行ったことは、マオリの首長達を集めて会議を開き、その席上で、ワイタンギ条約の誠実な遵守を誓うことであった。いかなる土地といえども、マオリの同意なしに侵害されることはなく、土地を売るか否かは完全にマオリの自由であると言明したのである。ただし、同時にマオリが理解しておかねばならないことは、ひとたび土地を売った場合には、それは永久にマオリの権利から離れるという点、及び、ホネ・ヘケ達が政府に反抗した以上、彼らは処罰されねばならない、という点もグレイは強調した。⁽⁵³⁾

このように、誠意を持って交渉したことにより、グレイは、早い段階でマオリの尊敬を勝ち取ることができた。グレイは、

一八四六年に友人に書いた手紙の中で、マオリは「多くの点で高貴な種族であり、傑出した戦士であり、非常に感情豊かであり、毀誉褒貶に敏感であり、誇り高いが、導きやすい。(中略)彼らは私があたかも高位の首長であるかのような献身を示す。」と述べている。⁽⁵⁴⁾

そこで機を逃さず、豊富に与えられた軍事力に加え、グレイの説得によりその味方となったマオリも加えた圧倒的兵力でホネ・ヘケの本拠地を攻撃し、これの撃破に成功した。しかし、無理押しはせず、ホネ・ヘケが和平を申し出、自らの意思でその支配地域を提供すると、それを受諾した。⁽⁵⁵⁾ テ・ラウバラハについては、奇襲により彼を逮捕し投獄するのに成功した。しかし、やはり無理押しはせず、彼についても後に釈放している。

また、豊富に与えられた資金により、フィッツロイの解任理由となった公債については、直ちに元利を償還して解消することができた。⁽⁵⁷⁾

フィッツロイが、ワイタンギ条約に規定するマオリの土地の購入を、政府が独占するという制度を廃止したことは先に述べた。これにより、マオリの土地は九万エーカーも欧州人により侵害されていた。グレイは、グラッドストーン首相の了解を取った上で、購入独占制を復活した。⁽⁵⁸⁾ ただし、そうした形で市場が形成されたため、市場価格より若干高額で買うという制度とした。

他方で、グレイは、一八四六年に、すべてのマオリの土地所有を登録することを指示した。登録されない土地は未使用地あるいは余剰地とみなされ、国有地とされたのである。マオリのような生活形態の場合、現に耕作されていない土地も、すべて潜在的耕作地であるが、それを無視したのである。これは英本国の植民大臣であるグレイ伯爵⁽⁵⁹⁾の指示によるものであって、出先の総督であるグレイとしては、それに抗することはできなかった⁽⁶⁰⁾。

グレイは、マオリとの紛争を解決する手段として、大変根本的な取組みを行った。まず、彼自身がマオリを理解する努力をした。その手段として、マオリ語に関して一冊の辞書も存在していないこの時代に、グレイは、自らがマオリ語を理解し、さらにマオリの格言や諺、さらにはマオリの歴史や伝説の収集を行った⁽⁶¹⁾。今日のマオリ学の礎は、グレイが築いたのである。

マオリを、将来において、欧州人と融和できるまでに文明化する必要を認識し、教育や産業面で向上させる努力を開始した。この時代、英国教会だけでなく、メソジスト派及びカトリックの宣教師もニュージーランドに進出を開始していたが、グレイは、これら三教会に対し、政府の監督の受け入れることを条件として、資金援助を行うこととした。植民地歳入の二十分の一、土地販売収入の一五分の一及び英国からの資金の一定額を、必

ず様々な分野に寄付することとしたのである。この結果、一八五二年の末には七〇二人の児童が原住民用の学校に通学していた。内訳は四三四人が英国教会、二一五人がメソジスト派、五人がカトリックである。年次補助金としては、初年度の場合、英国教会が三、五〇〇ポンド、メソジスト派が一、六〇〇ポンド、カトリックが八〇〇ポンドであった。ここでは、必ず英語が教えられ、各学校は産業訓練の中心ともされた。各学校には大工及び農業労働者が必ず配置され、馬や牛が政府資金により給付された。

また、各地方の産業基盤を強化する手段として、オークランド及びウェリントンの周辺で、欧州人兵士に道路を建設させることとした。それに際しては、マオリを雇用し、一日あたり二シリング六ペンスの賃金を、そしてその指揮者として働いた首長には一日三シリングを支払った。この当時、欧州人の単純労働は一日三〜四シリングであった⁽⁶²⁾というから、それよりは若干安い⁽⁶³⁾が、決して不当に低額な賃金とは言えないであろう。道路整備をおこなうことの重要性はマオリにも理解され、例えばランギハエタ (Rangihatea) は、自費で二二マイルもの道路を整備したという。

マオリは基本的に農業民族である。そこで、グレイは彼らから土地を売って貰う代わりに、それまでの焼き畑農業に替わる

土壤改良法を教え、新しい作物を与えた。ネルソンでは一八四八年に早くも三四〇エーカーの小麦が栽培され、ワイカトではその翌年、果樹、ジャガイモ、トウモロコシが栽培された。また小麦は一、〇〇〇エーカー近くも栽培され、二台の製粉機と一基の水車が活動していた。彼が離任した際には、既に北島のすべてのマオリ部落に、彼ら自身が所有する水車が設置されていたという。

さらに、マオリは病気になる呪医に頼っていたが、それを克服するために、グレイは病院を、欧州人が居住するオークランド及びウエリントンばかりでなく、ワンガヌイ (Wanganui) 及びタラナキ (Taranaki) にも建設した。この結果、一八五二年の段階で、四〇一人がワンガヌイで、五五六人がタラナキで受診した。また、公衆衛生の向上のため、入浴の習慣を教えることにも努力した。

彼はマオリに法と秩序を植え付ける努力もおこなっている。まず、着任早々に、マオリに武器・弾薬及び酒を販売することを禁じた。⁽⁶⁴⁾そして、マオリ警察を組織し、陪審員その他の基本的な司法活動にも、英国法に十分な知識を有していると認められる場合には起用するようにした。⁽⁶⁵⁾遠隔地の場合には、マオリの首長を、固定給を支払って、裁判官に任命することも行った。⁽⁶⁶⁾ただ、この分野に関しては、英国とマオリの道徳規準が大きく

異なっているため、困難が多かった。⁽⁶⁷⁾

こうして、グレイは、本国に両民族が平和裏に共存する基礎を築けたと報告している。⁽⁶⁸⁾短期間のうちにニュージールランドの混乱を收拾した功績により、グレイは一八四八年にバス勲爵士に叙せられた。

二 英国議会議法

(一) 一八四六年憲章

ニュージールランド会社は、しかし、グレイ総督に押さえられてばかりはいなかった。グレイの手の届かない本国で、しっかりと活動していたのである。

「一八四六年、ニュージールランド会社支配人の圧力の下に、グレイ伯爵はもっとも錯綜した憲法 (most intricate constitution) を公布した。」⁽⁶⁹⁾

正確には一八四六年ニュージールランド憲法 (New Zealand Constitution Act 1846) は、英国議会によって制定された。⁽⁷⁰⁾これは一般に「一八四六年憲章」(Charter of 1846) と呼ばれた。この憲章は、植民地に広範な自治を認めた点に大きな特徴がある。ただし、その定め方は、上記引用文の通り大変複雑なものであった。

一八四六年憲章は、第一に、植民地をニューアルスター

(New Uster = 北島のパテア川 (Patea river) 河口以北) と、
ニューマンスタター (New Munster = 残りすべて) と言う二つの地方 (province) に分け、それぞれに総督と副総督を置くものとした。ニュージールランド全体の総督は、それとの対比で総督 (Governor-in-Chief) と呼ばれる。

すなわち、一八四六年憲章の下におけるニューアルスタターは、一八四〇年憲章の下におけるそれと異なり、もっぱらオークランドを中心とする地域とされたのである。それに対し、ニューマンスタターは、ウエイクフィールドのニュージールランド会社が、入植地を建設した地域である。つまり、この憲章は、実質的に総督の実権を、オークランドを中心とする北島北部に限定し、それ以外のニュージールランド全土をニューマンスタターと名付け、その地域におけるニュージールランド会社の支配を認めたものと言える。

第二に、各地方は、選挙により評議員 (councillors) を定め、評議員会が市長及び市会議員を決定する。この評議員、市長及び市会議員が、地方議会の下院議員を決定する。そして、この各下院が、ニュージールランド全体の議会 (General Assembly) の下院議員を互選により決定する。それに対して、上院はすべて任命制である。

このように、早い時点で大幅な自治権を獲得することにより、

ニュージールランド初期憲法史 (甲斐)

エドワード・ウエイクフィールドとニュージールランド会社は何を目指したのであるうか。

「植民地の自治を主張する根拠として、彼は二つの点を挙げた。第一に、外来の政府よりも現地の植民者の政府のほうが実情にくわしく、政務をよりよく運営することができるといふことであり、第二に、有能な人びとが自治のおこなわれる植民地に引きよせられ才能が発揮できる。ということであった。しかし、植民地自治の問題は、このような常識のレヴェルで議論されるような質のものではなく、土地問題やマオリ問題と絡んだ複雑な議論であった。つまり、自治を求める政治勢力は、自治政府の確立によって本国政府の干渉とマオリの政治参加を排除し、合法的にマオリから土地を収奪しようとしたのである。」⁽⁷⁾

しかし、一八四六年憲章は、グレイ総督の反対により、ニューマンスタター政府などは一応組織されたものの、その中核部分は施行が延期され、結局、そのほとんどは全く施行されないで終わる。

フィッツロイが、公債発行程度の些細な命令違反行為で罷免された運命を考えれば、議会法という形式で発された命令を、公然と異を唱えるというのは、尋常の覚悟ではなかつたはずである。それを敢然とやつてのけるところに、この若い総督の気

概が感じられる。これは、グレイが、政府と命令に真つ向から逆らった最初の、しかし、最後ではない行動であった。⁽⁷³⁾

グレイは、その理由として、一八四六年憲章は時宜に合わない⁽⁷⁴⁾と述べた。なぜなら、北島にいる欧州人の成人の民間人男性は三、二五七人に過ぎず、二、九四八人は軍人である。これに対し、マオリ人は一〇万五、〇〇〇人もいる。マオリ人は英国製品の消費者であり、植民地の歳入は主として間接税に依存している⁽⁷⁵⁾ので、その多くはマオリ人に依存している。この状態下で、ごくわずかな英国臣民が、多数を占める他民族に対し、課税し、支配する権限を認めるのは適当では無い。なぜなら、一八四六年憲章においては、マオリ人には投票権が認められていないからである。憲章を直ちに施行することにより戦争の危険を冒すより、欧州人の数が増え、他方、原住民の武器弾薬が尽き、彼ら⁽⁷⁶⁾がより文明化するまで、施行を待つ方が合理的である、というのである。

しかし、これは直接にはグレイ伯爵を、そしてその背後にいるニュージールランド会社を説得するための論理であった。本音的には次の様であった。

「彼の意見では、新憲章は、ニュージールランドに住む人びとのための憲章ではなく、土地あさり (hungers after land) や船荷や船客を希望する船主、そしてニュージール

ンド会社の投機のための憲章であった。この憲章は、封建制の最悪の形態における人権侵害を永続させると彼は信じ⁽⁷⁴⁾ていた。」

彼は、欧州系住民の代表者による責任政府が成立した際に発生する、マオリに対する問題を、予見していたと考えられる。責任政府ができれば、総督としての彼の権限は、当然のことながら、それ以前よりも限定されることになる。そして、グレイは、マオリ問題を、内閣よりも巧みに処理できる自信があった。この確信は、その後の出来事により、正しかったことが証明された。

一八四六年憲章の下においては、マオリは議会に代表者を持たない。それに対し、グレイが総督としての権限を持ち続ける限り、マオリは彼に訴える権利があり、それは、マオリの権利がないがしろにされる⁽⁷⁵⁾ことが無い、十分な保障となっていたのである。実際、彼が総督である間、マオリは、グレイを父 (Father) と呼び、全幅の信頼を置いていたのである。⁽⁷⁶⁾

グレイのこの博打は成功した。グレイは一八四九年七月に受け取った急送便で、議会が一八四六年憲章の施行延期法を可決したことを知らされたのである。これにより、グレイの権威は、ニュージールランドにおいても、そして英本国においても著しく増大した。

(二) 一八五二年憲章

グレイは、一八五二年憲章の施行延期の連絡を受けると、グレイ伯爵を通じて、英国議会に対し、彼の考える三つの重要な原則を盛り込んだ新憲章を作るよう、要望した。⁽⁷⁶⁾ その重要原則とは、次のものである。

第一に、広く散在している居住地の性格から、地方分権的な構造が必要であること

第二に、参政権は、広く、植民地に利害関係を有するすべての者、すなわち、土地か家屋を有しているものに認められるべきである。

第三に、この条件を満たしている限り、参政権はマオリにも認められるべきである。グレイは、ニュージーランド植民地の平和と幸福は「二つの民族が一つに溶け合う (the two race into one nation)」⁽⁷⁷⁾ ことではじめて実現すると考えていたからである。

グレイの要望に基づく新憲章は、一八五二年に英国議会で制定され、一八五四年までに実施に移されることとなった。⁽⁷⁸⁾ 一八五二年憲章の成立にあたり、グラッドストーン首相は、グレイ総督の推奨に基づき制定されたもので、これまでに植民地に付与されたいかなる法律よりも大きな自由を認めた法律だと述べた。⁽⁷⁹⁾

グレイの第一の要望に関しては、一八五二年憲章では、大略次の様に定められた。

第一に、国土は六地方に分割された。すなわち、オークランド、ニュージーマス、ウエリントン、ネルソン、カンタベリー及びオタゴ (Otago) である。それぞれは住民によって選出された九人以上の構成員からなる各地方議会 (provincial council) と、その議員から選出された最高責任者 (superintendent) によって統治される。地方議会の権限は、その地方に属する公共事業 (鉄道を含む)、移民、裁判、犯罪取締、関税、貨幣の鑄造、港湾、度量衡、銀行業、造船、公有地の管理、婚姻並びに遺言という大変広範なもので、それらについて、植民地議会 (General Assembly) に対して責任を負っている。

第二に、植民地議会は、住民の選出に基づき二四名以上四二名以下の議員によって構成される衆議院 (House of Representatives) を下院とし、任命制の一〇名以上の議員によって構成される立法評議会 (Legislative Council) を上院とし、これに総督を加えた三者で構成される。

第三に、総督は英国法と矛盾した立法に対して拒否権を有し、原住民の土地の販売に関する権限を有し、並びに外交権限を有する。

グレイの第二の要望である参政権については、この一八五二

年憲章第七条の定めるところである。かなりくどい規定であるが、簡単に要約すると、投票権は、二一歳以上の男子で、五〇ポンド以上の土地所有者、もしくは都会に住む者の場合には年に一〇ポンド以上の借地代を支払う戸主、田舎に住む者の場合には同じく五ポンド以上の借地代を支払う戸主であつて、選挙人登録以前に六ヶ月以上、その地に在住する者、と理解することができであろう。⁽⁸⁰⁾これは、グラッドストーンの言葉にもあつたとおり、大変低い基準であつた。

「一八五二年当時、労働者の賃金が、単純労働の場合、一日三〜四シリング、技能労働者の場合、一日五〜七シリングであつたから、この参政権の資格はきわめて緩やかなものであつた。カンタベリー植民地の記録では、大工職の場合、一日一〇シリングにもなつた。一〇日働けば五ポンド、二〇日働けば一〇ポンドにもなつた。」⁽⁸¹⁾

このような状態であるから、まともに労働に従事している者であれば、誰でも参政権が認められたことになる。これは、この時点の英本国の選挙法より遥かに先進的なものであつた。英本国で同様な内容が取り入れられるのは、一五年後の一八六七⁽⁸²⁾年第二次選挙法改正を待たねばならない。こうして、グレイの第二の要望も満たされたのである。

グレイの第三の要望であつたマオリ人の権利については、一

八五二年憲章第七条の条文からするならば、その条件を満たしている限り、マオリにも参政権は与えられるべきであつた。しかし、グレイは英国に召喚され、一八五四年一月三日にニュージールランドを離れることになる。⁽⁸³⁾その結果、一八五二年憲章の実施は、後任の第四代総督ブラウン (Thomas Gore Browne) の手に委ねられることになつた。そして、結論として言うならば、一八五二年憲章の運用として、マオリには参政権は与えられなかつたのである。

ダニエル・ウエイクフィールドは、一八四六年憲章の下で、一応は作られたが活動することはなかつたニューマンスター政府において、司法長官の地位にあつた。当然、一八五二年憲章の下においては、何の法的地位も持たない。その彼が、公然と次の様に主張した。

「選挙登録簿に記載される資格のある先住民は、たとえい⁽⁸⁴⁾たとしても、ほとんどいないと考えます。彼らはパー (Pa) に集団で住んでいるはずで、自由土地保有者、借地人、あるいは住民とみなすことはできません。」⁽⁸⁵⁾この発言は、欧州系住民の自然の差別感情に合致していたこともあり、ニュージールランド会社の現地における中心人物の発言であることもあつて、ニュージールランド会社の植民地であつた地方では、無批判に受け入れられた。例えば、最南端のオタ

ゴ植民地での選挙登録集会は次の様な状態であった。

「事前に警告されていたのは、武装しておけということだった。恥知らずな奴は、マオリには明らかに資格がないのに、ご都合主義の拡大解釈で、彼らが法の意味する家屋所有者でないし自由土地保有者に当たるとして登録をしようとした。〔中略〕司法長官ダニエル・ウエイクフィールド氏の意見はマオリの主張を予定しており、決定的に彼らに不利なものだった。その結果、この多事な七月五日が来た時、選挙名簿の登録と改訂が行われた日、そこには予期せぬ静けさがあり、予想された反対は、シツといつて黙らされた。実際、原住民に権利要求させるという大胆な試みが七八件あったが、そして、欧州人の要求が五二件あったが、ギリス氏の巧みな議論により、すべて覆され、却下された。」⁽⁸⁵⁾要するに、法の規定はどうであろうと、現場における選挙登録官（上記引用文であればギリス氏）が、その裁量権により、マオリの参政権要求を、ダニエル・ウエイクフィールドの理論を背景に、多くの場合に、力尽くで、押さえ込んでしまったのである。⁽⁸⁶⁾

また、一八五二年憲章七一条は、明確にマオリ自治領 (pro-vision of self-governing Maori) の創設を認めていた。⁽⁸⁷⁾ マオリ人は、これをワイタングィ条約のマオリ語版が認めていた主権

ニュージーランド初期憲法史 (甲斐)

(tino rangatiratanga = sovereignty) 条項の実施と受け止めた。

これに対し、新総督のブラウンは、第七一条の実施を最後まで行わず、結局、この条項は現行の一九八六年憲法 (Constitution Act 1986) の制定に伴って廃止されることになる。

こうして、グレイが、自分のキャリアを危険にさらして、一八四六年憲章の施行を差し止めることにより、実現しようとした両民族の融和は、彼の後継者達の手によって空文化されたのである。

一八五二年憲章の下で、一八五三年に最初の庶民院議員選挙が行われた。これを受けて、最初のニュージーランド議会が一八五四年五月二四日に開催された。開催された議会は、自治政府の設立を総督に要求し、総督代行を務めるウインヤード (Colonel R. H. Wynyard) の承認により、スーエル (Henry Sewell) がニュージーランド初代の内閣総理大臣に就任した。⁽⁸⁸⁾ マオリは、新内閣に、グレイの時代同様に、村に水車を建設するための補助を求めたが、拒否された。マオリに対する政策は、グレイ時代とは、決定的な変化を、既に遂げていたのである。

(II) マオリ統一運動 (Kotahitanga)

グレイが両民族の融和に向けて打った一連の布石が、一八五四年初頭の彼の離任によって空文化され、マオリの権利が一八

五二年憲章の下で、現実には認められないことがはっきりしてくると、マオリ自身の手で、その権利を守ろうという動きが起きてくる。

間接税に頼る植民地政府の歳入は、その半ばがマオリによって負担されているのに、一切の発言権が認められないのは明らかに不当である。米國獨立戦争と同様に、代表無ければ課税なしという理念は、そういう明確な形でこそ表現されなかったが、当然にマオリの不滿の底流として存在していたはずである。

それまで、マオリは、部族単位で行動していた。マオリ全体として活動することは、バズビーの指導の下における部族統一旗や獨立宣言、そしてワイタンギ条約という重要な例外を除くと、まったくなかった。しかし、マオリの権利を守るためには、まさにそれが必要となってきたのである。

1 タラナキ大集会

一八五二年憲章の下での最初の議会がオークランドで開催される一ヶ月前、一八五四年四月、それとは異質の集会在タラナキ近郊のマヌアワポウ (Manuawapou) で開かれた。この地を本拠地とするンガチリルアヌイ (Ngatirirumu) 族がタイポロヘヌイ (Taiporohenui) という名の巨大な集会所を建設したのである。北島各地の各部族から約千人のマオリが集まり、マオリの土地が着実に欧州人に奪われていく問題について話し合った。⁽⁹⁾

これは、それまで部族単位にしか行動しなかったマオリの、初めて部族を超えた自主的活動ということができる。

2 マオリ王擁立運動

マオリの中には、英國の力はその国王主権の力であると考えたものが出てきた。特に英國に旅して、その産業や法と秩序の力を見てきた者はそう考えるようになった。そうした者の中に、ンガチ・トアの有名な首長テ・ラウパラハ (Te Rauparaha) の息子タミハナ (Tamihana) がいる。タミハナは、一八五二年に英國に旅してヴィクトリア女王に拝謁していた。彼は、マオリの力を統合するには、マオリもまた王をもたねばならないと考えた。そして、英國 (連合王国) と同じように、ニュージーランドを区分してマオリの国 (Maori Land) を作り、マオリによるマオリのための政体を作る必要があると考えた。⁽¹⁰⁾ ついに施行されずに終わった一八五二年憲章七一条が、明確にマオリ自治領を予定していたことを考えれば、これは決して英國に対する反乱とみなされることなく、実施可能なものと、彼は判断した。

タミハナや彼の従兄弟等は各地を巡って、王の適任者と思われる首長に接触を続けたが、何れの首長も、王となることを拒否した。しかし、彼らの動きは、やがて「国を探せ、王を探せ (Hīnana ki uta, Hīnana ki tai)」という運動となり、一八五

六年、タウポ (Taupo) 湖畔のプカワ (Pukawa) で、多数の首長が参加する有名な集會が開かれた。その結果、ワイカト (Waikato) の首長であるポタタウ・テ・ウエロウエロ (Poritau Te Wherowhero) が最も適任と言うことで、推戴された⁽⁹²⁾。ポタタウは、一八四一年にホブソン初代総督がロンドンに出した報告でも、ニュージーランドで最も有力な首長と書かれていた人物で、グレイ総督の良き友人でもあった。その後、数回の集會が開かれ、いずれもポタタウが王として推戴された。一八五七年にポタタウは王となることを承諾し、一八五八年に正式に王と宣言した。彼ら自身の意識としては、決してこれは英国に對する反逆ではなかった。このマオリの王を、マオリ語で何と呼ぶかが問題となった。当初、ariki taunara (首長の中の首長) というような言葉も候補に挙がったが、結局、マオリ語でも King と称することとされた。この結果、王擁立運動は、King tanga と呼ばれることになった。ポタタウは、一八六〇年六月に死去する⁽⁹³⁾。しかし、彼の息子タウヒアオ (Tawhiao) が二代目の王となった。

(四) ニュージーランド戦争

1 第一次タナキ戦争

ニュージーランド戦争が勃発した直接の原因は、マオリ同士

ニュージーランド初期憲法史 (甲斐)

の紛争であった⁽⁹⁴⁾。

ニュープリマス近郊に、ワイレム・キンギ (Wiremu Kingi) を首長とする部族が村を構えていた。彼らは遙か以前にキリスト教に改宗しており、人々は欧州風の衣服を着、学校や教会を設け、村の回りの耕地を耕作して平和に暮らしていた。しかし、隣接するテ・テイラ・マヌカ (Te Tera Manuka) が首長を務める部族との間に紛争が発生し、いったんは流血の事態となったが、一八五八年六月に両者間で和平が結ばれた。

欧州人人口は、一八五〇年代に入つて、移民の増加により急激に増加していた。一八五八年の統計に依れば、マオリ人口は五六、〇四九人にまで減少したのに対し、欧州人の人口は五九、四一三人になつて、ついに欧州人人口がマオリを上回つた⁽⁹⁵⁾。

その一八五八年に、ニュージーランド会社は、財政が破綻し、倒産した。同社の経営が成り立つためには、土地をマオリから安く買い、それを欧州人に高く売る必要があつた。そして、その利潤を、労働者階級を無料でニュージーランドに運ぶことに投入し、牧場経営に優良な労働力を安定的に供給するという計画であつた。しかし、同社が計画したほど土地を高く売ることはできず、ついに倒産したのである。後には、同社が無料で運んできた多数の移民が残つた。欧州人人口が増加すると共に、マオリは土地を売るのを嫌がるようになったため、新移民の入

植すべき土地はなかった。そこで、新移民達はブラウン総督に、マオリの土地を政府が購入して彼らに売るように、という強い圧力をかけるようになっていた。

一八五九年三月、ブラウンは、ニュープリマスで、マオリに土地の売却を求めるための集会を開いた。テイラが立ち上がり、ワイタラ川の南岸の土地を売りたいと申し出た。総督はこれを承諾し、売買契約を締結した。その集会にはキングも出席しており、彼は直ちに立ち上がり、それは自分たちの土地であることはグレイ前総督も認めているところであり、したがって、テイラにそれを売る権限はなく、また、自分たちには売る意思はまったくないと述べた。ブラウンは、調査員を派遣して調査するとした。

これに対し、キングは、政府の役人である調査員は信用出来ないで、それから独立した第三者によって構成された審問所を設置するべきであると主張した。それが拒絶されたので、キングは調査員に何の証拠も開示しなかった。そこで、調査員は、テイラの主張が正しいと判定し、ブラウン総督は一八五九年一月にテイラに土地代金一〇〇ポンドを支払った。政府は、一八六〇年一月、問題の土地の測量を開始し、キングと彼の部族に、その土地から立ち退くように命じた。

これに、キングの部落は従わなかったので、同年三月、実力

でキングの部落の取り壊しが行われることになり、大砲が火を噴いたが、その前にキング側は撤退していたため、人命の損傷はなかった。これが、第一次タラナキ戦争の始まりであった。

グレイが定めた、マオリに対する武器弾薬の販売禁止令は、ブラウンの時代には廃止されていた。すなわち、植民地政府は、一方では土地に対する侵奪を強化し、マオリの恐怖を引き起こしながら、他方では、マオリに武器を買うことを奨励しているも同然の行動をとったのである。²⁷⁾

キングには、ワイカトのマオリも応援に駆けつけ、五〇〇人以上の戦士を持つことになった。キングは政府軍と直接交戦する代わりにゲリラ戦に訴え、入植者の家に対する襲撃を繰り返し、入植者が安全なニュープリマスに引きこもらざるを得ない状態にした。しかも、襲撃対象は英国系の入植者に限られ、他の欧州人や聖職者には全く危害を加えなかった。襲撃は繰り返され、この結果、ニュープリマスの人口は急増し、衛生状態の低下から猩紅熱などの疫病がはやり、少なくとも一二一人が死亡する事態となった。その結果、新たな避難者は遠く、オークランドやウエリントンにまで逃げる必要が生じた。

植民地政府側も、逐次兵力を増強し、同年八月には一、四〇〇人をニュープリマスに投入していた。これに対し、マオリ側もさらに他からの増援を得て、人数が増加していた。一月に

なつて、政府軍はマホエタヒ (Mahoetahi) の砦に籠もるマオリの主力軍を包囲するのに成功した。しかし、マオリ側の正確無比の射撃の前に、従来型の突撃での攻略をあきらめ、塹壕を掘って持久戦に出た。これは、第一次大戦で行われた塹壕戦の、世界最初の先例の一つであった。塹壕に籠もっていても、マオリは激しく銃撃してくるために、塹壕は一日平均して六〇mしか掘り進めず、死傷者が続出するという激戦となった。一八六一年二月の時点で、英国軍はマオリの要塞から七五〇m離れていた。一ヶ月後、その距離は一〇〇mとなっていた。

ここに至つて、マオリ王の陰の実力者タミハナが、調停者として現れた。キングはタミハナの勧めに応じて交渉に応じるとし、一八六一年三月一八日、政府軍と休戦協定を結んだ。休戦の条件は、ワイタラの所有権を司法審査の対象とすること、ワイタラを審査している間、ニュープリマスの南西にある四、〇〇〇エーカーの土地はマオリが管理すること、とされた。これは、マオリ側の主張がすべて通つたことを意味するから、植民地政府側の全面敗北と言って良い。ブラウンは、タミハナという形で示されるマオリ王の力を、恐れざるを得なかつたのである。

これより先、一八六一年一月二三日に、タラナキ戦争の推移にいらだつた英本国は、クリミア戦争の英雄であるキャメロン

(Sir Duncan Alexander Cameron) 將軍を、ニュージーランドに派遣した。しかし、キャメロン率いる部隊がニュージーランドに到着したのは、休戦成立後の三月末であった。

増援部隊の到着に力を得たブラウン総督は、四月になると、軍をオークランドに集結させた。タラナキ問題の最終解決のためには、オークランドの南にあるワイカトに本拠を置くマオリ王を打倒する必要がある、と考えたからである。キャメロンはこれを全面的に支持した。しかし、ブラウンは同年一〇月、更迭され、タスマニア島総督として去り、後任としてグレイが復帰した。攻撃案は、それと共に、いったんは消滅することになった。

4 グレイの帰還

グレイは一八六一年九月二六日、再びニュージーランドの土を踏んだ。この時、彼に与えられた権力は、可能な限りの最大のものであった。総総督 (Governor-in-Chief) としての権限に加え、海軍提督及び陸軍司令官としての権限が与えられていたのである。⁽⁹⁸⁾ その強大な権限の下に、グレイは、できれば平和を実現すること、駄目な場合には、断固とし戦争を貫徹し、マオリの独立を阻止することを命令されていた。

グレイは、到着後直ちに、マオリの地方自治体を作り、マオリに一定の自治権を与えるという政策を立案し、フォックス

(William Fox) 首相も、これを承認した。すなわち、北島のマオリ居住地を二〇地域に区分する。各地域は六地区 (hundred) に分けられ、各地区から二名が地域議会 (Runanga)⁽⁹⁶⁾ に代表を送る。地域議会の議長を駐在弁務官 (Resident Commissioner) が務める。各地域には五名のマオリ巡査がおかれ、毎年制服と一〇ポンドの俸給が与えられる。駐在弁務官には、マオリの中から選出されて総督により任命された一二名の公務員が付き、彼らには年四〇〜五〇ポンドの俸給が与えられるというものである。

地域議会は、総督の許可を条件とはするが、学校や病院を維持し、係争中の土地問題を決定する権限を有していた。マオリの教育、安全及び宗教問題については特に慎重な考慮が払われ、英国教会、メソジスト派及びローマ・カトリック教会の聖職者は、その地区に入植し、彼らと共に暮らすこととされた。⁽¹⁰⁰⁾

一八六二年には、原住民土地法 (Native Land Act 1862) が制定された。これは、マオリに関する土地紛争のための特別裁判所の設置を定めていた。ここでは、マオリの首長達が裁判官となった(但し、白人の弁務官が議長を務めた)。まさにキングが求めていた公平な第三者であり、タミハナのいう司法的解決のための機関といえる。また、同法は、マオリに、政府を経由することなく、直接入植者と交渉する権限を与えた。⁽¹⁰¹⁾

これらの政策は、グレイが一貫して総督の地位にあったならば、マオリから諸手を挙げて歓迎されたであろう。実際、この時代にもある程度の効果を上げたことは間違いない。しかし、ブラウン時代の経験をしたマオリからは、懐疑的に受け止められることとなった。

確かに、この政策は、マオリの首長達に、英国からの給与に依存する習慣を付けさせ、英国からの独立を妨げる狙いのものであるから、その猜疑心は正しいものと言える。グレイは、対外的には、マオリ王擁立運動に敬意を持って対応した。しかし、グレイの本当の狙いは、マオリに英国制度への共感を植え付けることにより、マオリ王制を突き崩すことだったのである。⁽¹⁰²⁾

ワイカト川 (Waikato River) は、ニュージーランド最長の全長四二五kmの河川で、ルアペフ山東丘からタウポ湖を経由し、ワイカト平原を北西に流れ、オークランドの北にある、ワイカト港でタスマン海へと注ぐ。ワイカト川は急流で、それまでは四五マイル離れた町にカヌーで行く場合には、下りはほんの数時間で済むのに、川を遡る際には九二日以上も掛かっていた。グレイは、ここに最新鋭の蒸気船を走らせる計画を発表した。汽船は鋼鉄製であるから、当然、防弾性能を有している。⁽¹⁰³⁾

また、グレイは、かつてマオリに好評であった道路の拡充計画を再開させたが、その一つ、グレートサウスロード (Great

South Road) は、それまでの悪路を整備することにより、軍を迅速にマオリ王の支配地域に運ぶ機能を果たすことになる。しかもその道路工事を担当したのは、主戦派であるキヤメロン指揮下の部隊であった。

これらの施策は、いずれもマオリ王の本拠地であるワイカト平原に、英国軍が侵攻することを容易にする効果も持っていた。したがって、これもまたマオリ王側の猜疑心をより刺激することとなった。

また、グレイは、命令を受けている以上、戦争のための準備をせざるを得なかった。それは、当然、マオリから見れば、和平に対するグレイの真意を疑わざるを得ない行動であった。

「狼に注意しろ」とタミハナは書いていた。「狼とは、我々を騙そうとしている総督のことである。」

こうして、グレイの導入した融和策は、ことごとく疑いの目で見られる事態となった。マオリは、単にグレイの設立した裁判所を拒絶しただけでなく、彼の置いた白人弁務官をスパイと見なし、彼の作った学校を裏切り者の養成所とみなしたのである。

また、これより少し前、一八六一年五月二〇日に、ニュージーランド南部のオタゴで金が見つかった。これが新聞報道されて一般に知られると、たちまち世界中から金鉱探しが殺到し、

その年のクリスマスには、一万四、〇〇〇人もの金鉱掘りが集まっていた。これにより、欧州人口の増加はさらに加速され、マオリの英国に対する警戒心を一層刺激することになった。こうして、政治状況は急速に悪化した。

一九六三年三月に、政府がコヘコヘ (Kohokohē) に裁判所を新築しようとしたが、マオリの騒動で廢止に追い込まれる事態が発生した。四月にはゴーストがアワムツ (Awamutu) から退去せざるを得なくなる。ゴーストは、タミハナの友人であった。タミハナは、この時期、アワムツにマオリ商業学校 (Maori trade school) を設立していた。グレイは、一八六一年にゴーストを最初はその学校の監察官に任命し、後に駐在弁務官 (resident magistrate) に任命した。また、ワイカト地区の教育委員会委員にも任命していた。こうして、ゴーストは平穩裏にこの時までその地で暮らしていたのだが、マオリの間に欧州人に対する猜疑心が募ってきた結果、アワムツ地区を支配するンガチ・マニアポト族 (Ngati Maniapoto tribe) は、彼を敵視して暗殺を企てるようになり、タミハナの権力を持ってしても、ゴーストを守れなくなったのである。

5 第二次タラナキ戦争

グレイは、戦争回避の努力の一環として、自らワイタラに向き、タラナキ戦争勃発の原因となった、購入は正しくなかつ

たと判明している土地を、元の所有者であるキンギに返還しようとした。しかし、その行動の目的は、マオリ側には告知されていないなかった。

植民地政府の首相はこの時点ではフォックスからドメット (Alfred Donnet) に代わっていたが、その内閣は当初それに難色を示し、数週間後になってようやく承諾した。この彼らの躊躇が、高価な代価を支払う原因となる。マオリ側は、グレイのこの計画のことを知らないままに、タラナキにおける軍の行動に神経をとがらせ、ついに五月四日に、英国軍の小部隊をニュープリマス近郊で待ち伏せ攻撃し、ほとんど全滅に近い打撃を与えたのである。ここに、第二次タラナキ戦争が始まった。四日後の五月八日、政府はようやくワイタラにおける土地の返還を官報に広告したが、もはや手遅れであった。⁽¹⁸⁾

しかし、この第二次タラナキ戦争は短時間で終了する。一八六三年六月四日にキャメロン率いる英国軍は、タラナキにおけるマオリ側の拠点であるカチカラ (Kaitiaki) で、その地のマオリ側戦力を圧倒するのに成功したからである。

6 ウィカト戦争

戦いの局面は、オークランドの南に位置するウィカトにいるマオリ王とどう対決するかというに移った。グレイは「ニンジンと鞭」政策を採用した。すなわち、グレイは、オークラ

ンドの防衛に重点を置く戦略を採り、七月一日に、オークランド南部地域に住むマオリに対して手紙を送り、英国に忠誠を誓って武器を置くか、守備地域から外に出ることを求めた。この時点でも、グレイは、マオリとの全面対決を避けるための努力を続けていたのである。

先に述べたとおり、グレイは陸軍司令官の地位にあつたから、キャメロン将軍にとつては上司と言うことになる。しかし、キャメロンは、オークランド防衛のための拠点であるという口実の下に、その翌日の一八六三年七月二日、したがってグレイの手紙がマオリ側に届く以前に、マオリ王国の境界線と認識されていたラインを超え、ウィカト川に沿って進撃を開始していた。こうしてウィカト戦争が始まった。

戦争勃発後は、グレイは精神的に落ち込み、命令にも一貫性がなくなつたと言われる。その結果、キャメロン将軍は自由に作戦を展開することになった。

英国側の物量攻勢に対し、例によって、マオリ側はゲリラ戦で対抗した。しかし、道路を建設し、着実に前線を推し進める英国側の戦略に、マオリ側は次第に追い詰められ、一八六四年三月三十一日から四月二日までオラカウ (Orakau) の戦いで終わることになる。

その最後の局面で、英国側は降伏を呼びかける。それに対す

るマオリ側の答は有名なもので、ニュージーランドの歴史書にも載っているほどである。¹¹⁰⁾

「E hoa ka whawhai tonu matou ake! Ake! Ake! (友よ、我々は永遠に戦う！永遠に！永遠に！)」

こうして、若い植民地に莫大な経済的負担をかけ、二つの民族のどちらにも利益をもたらさなかった戦争は終わったのである。グレイは一八六八年に解職されて英国に帰還した。¹¹¹⁾

タミハナとその一族が講和に応じたのは一八六五年である。タラナキ戦争の原因となったキンギが応じたのは一八七二年、そしてマオリ王が応じたのは一八八一年であった。しかし、一八六四年以降は、もはや戦いはなかった。¹¹²⁾

7 マオリ参政権

一八六七年、つまり、まだマオリ王が降伏していない時点で、議会はマオリ代表法 (Maori Representation Act 1867) を制定し、憲法の解釈は変えないままに、マオリに、所有財産等の条件は一切無く、議会に四議席の特別枠を与えた。¹¹³⁾ これにより二一歳以上のマオリ男性はすべて、その特別枠に対する投票権を得た。ニュージーランドで、男性に財産制限のない普通参政権が認められるのは一八七三年、婦人参政権が認められたのは一八九三年のことだから、それよりもかなり早く、マオリは限定的な形ではあるが普通参政権を得たのである。ニュージーラ

ンド戦争という血で購った参政権ということができるとであろう。只、その時点での欧州人とマオリの人口比からすれば、一〇数議席が与えられてもおかしくはなかった。なお、一部のマオリは一般投票権を有していたから、彼らは二重の投票権を持つことになった。¹¹⁴⁾ ただし、一八九三年の法改正以降は、マオリは一般投票を否定されたのである。

こうして、国会での発言の機会を与え等得た結果、マオリの闘争は、国会で戦われることとなり、ホネ・ヘケなど、優れたマオリ出身の議員がそこで活躍し、マオリの権利回復に努力することとなった。なお、一九七四年以降、マオリは普通参政権を得たから、彼らは、マオリ特別枠に投票するか、一般枠で投票するかを選択する必要がある。一九九六年選挙の際にマオリ特別議席は五議席に増やされ、二〇〇二年選挙では七議席に増加した。

「おわりに」

本稿は、ニュージーランド初期憲法のうち、特に一八五二年憲章のたどった運命に、大きな紙幅を投じた。憲法というもののは、単に立派な文言が書かれていれば良い、というものではない。それを、人々がきちんと遵守してはじめて意味を持つものだと言うことが、同憲章のたどった不幸な運命によく示されて

いると思われるからである。グレイが同憲章の実施を担当しているならば、あるいはブラウンが、その文言の誠実な実施にあたっていたならば、おそらくニュージーランド戦争は起こることがなく、莫大な戦費と多くの人命が失われることはなかったであろう。わが国憲法一二条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と述べているが、憲法を守るために不断の努力が必要なのは、人権ばかりでなく、憲法のあらゆる条項について言えることなのである。

なお、この後のニュージーランド憲法の変遷の概略を説明する。

一九〇七年に開催された英帝国会議 (Imperial Conferences) の結果、同年九月二六日に、ニュージーランドはイギリス連邦内の自治領となり、事実上独立した。一九三一年に英国議会は、ウェストミンスター憲章を定め、自治領の独立を認めしたが、ニュージーランド議会が同憲章を批准したのは第二次世界大戦を挟んだ一九四七年だった。一九八六年になって、一八五二年憲章を全面的に見直した憲法が制定され、現在に至っている。

(1) Philip Austin Joseph *Constitutional and Administrative Law in New Zealand* (4th Edition), Thomson/Brookers, 2007 P1 参照。

(2) 先住民マオリの、ニュージーランドへの移住については、沢井淳弘『ニュージーランド植民の歴史』昭和堂二〇〇三年刊、一章「マオリの歴史」参照、特に大移住については二二二頁以下参照。

(3) ニュージーランドの島々に住むポリネシア系住民の言語には、日本列島に住む人を日本人と呼称するような意味での、それらの島々に住む民だけを指す言葉はなかった。Maoriとは「正常な人」という意味であり、欧州人の意味で使われる *Pakeha* とは「異常な人」という意味であった。しかし、一九四七年、ニュージーランド政府は、それまで法令中で使用されていた *Natives* という言葉を、すべて *Maori* という語に置き換えること法定した (*Maori Purposes Act 1947* 参照)。本稿もそれにしたがって、同国のポリネシア系住民をマオリと呼称する。

(4) この箇所以降における欧州人のニュージーランド到来前後の記述は、基本的には沢井・注二紹介書二一六頁以下「ヨーロッパ人によるニュージーランド発見」に依存している。

(5) コロラレカの初期における状況については、次のサイトを参照。
<http://www.nzhistory.net.nz/culture/missionsaries/kororaraka>

この *nz history* というサイトは、ニュージーランド政府文化遺産省歴史グループ (History Group) の制作にかかっている。

(6) James Busby, "Authentic Information relative to New South Wales and New Zealand" London: Simpkin and Marshall, Stationers' Court, 1832.

(7) "A Brief Memoir, relative to the Islands of New Zealand" ハズビー・注六紹介書五五頁以下参照。

(8) 原語が *Flax* であるため、麻と訳しているが、学名を *phormium tenax* (マウヅ) の植物はリュウゼツラン科の植物であって、日本で

いう麻や亜麻とはまったく異なる種の植物である（日本ではマオランと呼ばれる）。

(9) オナウエ虐殺事件については、バスビー・注七紹介の報告を始めとして、様々な書物やサイトで紹介されている。しかし、次の書物が最も詳細であると考えられたので、本文における事件紹介は、それに準拠して記述している。

“Tales of Banks Peninsula” by Howard Charles Jacobson, James West Stack, Publisher: Akaroa N.Z. H.C. Jacobson 1893. P139 以下
(10) バズビーは、*Ngāi Tahu* のことを *Kapiti* と、*Ngāi Tahu* の部族名は、*Ngāi Tahu*、*Au*（いずれも子孫を意味するマオリ語）の後に、その始祖の名がつく形をとる。沢井・注二紹介書第一〇章「先住民マオリの社会構造」、特に一九四頁参照。

(11) マオリの社会構造は、*mana*（威信）という概念を中心に動いている。「mana」が傷つけられた場合、*utu*（報復）がおこなわれなければならない。（中略）マオリ社会では、『目には目を、歯には歯を』という報復の絶対性が信じられていた。*utu*を遂げるために何年も待つてもよく、*utu*を忘れることは恥であった。（沢井・注二紹介書二〇一頁より引用）

(12) バズビー・注七紹介論文中では、船の名前も船長名も伏せ字になっっている。

(13) バズビー・注七紹介論文中では、虐殺された人数は二〇〇人で、他に捕虜が五〇人としている。しかし、注九紹介書は六〇〇人としており、また、他のホームページでは二二〇〇人としているものもあるなど、各種数字が存在しており、被害者総数は、はっきりしなご。

ニュージーランド初期憲法史（甲斐）

(14) このンガイ・タフとンガチ・トアの間の戦争は、その後、今度にはンガイ・タフが攻め込むなど、長期にわたって継続し、結局一八三九年になって和平が結ばれた。その経緯については次のサイトの論考を参照。

Te Maire Tau, 'Ngai Tahu - Wars with Ngai Toa', *The Ara - the Encyclopedia of New Zealand*, updated 22-Sep-12

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/ngaitahu/page-6>
「タフ・マタウ・タフ」政府文化遺産局 (Ministry for Culture and Heritage / Te Manatu Taonga) のウェブサイト「*The Ara Encyclopedia of New Zealand*」のウェブサイトの一部である。このサイトは、ニュージーランド政府の選択した様々な項目について、その分野の専門家が執筆している。ここに紹介したンガイ・タフ族の歴史に関しては、クライストチャーチ市にあるカンタベリー大学ンガイ・タフ研究センター長 (Director, Ngai Tahu Research Centre University of Canterbury) の著書 *Ngai Tahu* が執筆している。

(15) バズビーの「」の時期の一連の活動については、注一四紹介 *The Ara Encyclopedia of New Zealand* サイト中のバスビーに関する次の論考に、基本的に準拠している。

Claudia Orange, 'Busby, James', from the Dictionary of New Zealand Biography, *The Ara - the Encyclopedia of New Zealand*, updated 5-Jun-2013

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1b54/busby-james>

(16) ニュージーランド国旗の不存在により発生した問題については、次のサイトを参照。

Kerryn Pollock, 'Flags - New Zealand flag', *The Ara - the En-*

Cyclopedia of New Zealand, updated 13-Jul-12

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/flags/page-1>

(17) 独立宣言制定の経緯については、次のサイトを参照。

Basit Keane, *He Whakaputanga - Declaration of Independence*, Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 9-Nov-12

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/he-whakaputanga-declaration-of-independence>

(18) 独立宣言の、英文及びマオリ語の対比については、次のサイトを参照。

(18) 独立宣言の、英文及びマオリ語の対比については、次のサイトを参照。

を参照。

<http://www.wairangi.co.nz/declarationindependence.htm>

(19) ホブソンに関するについては、次に主として準拠して記述しよう。

K. A. Simpson, *Hobson, William*, from the Dictionary of New Zealand Biography, Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 22-Oct-2013

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/H29/hobson-william>

updated 22-Oct-2013

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/H29/hobson-william>

william

(20) Edward Gibbon Wakefield, Robert Gouger "A Letter from Sydney: The Principal Town of Australasia" J Cross 1829

<https://archive.org/details/aletrfromsydhd00gougeoog>

ネット上で論じられた組織的植民論の内容を大まかに紹介すれば、富裕な資本家だけが土地を購入できるように、植民地の公有地売却価格を十分に高く設定しなければならぬとするものである。そうすれば、労働者がすぐに独立した農民になることはなく、資本家はこの労働力を利用することができる。他方、土地売却で得た資金を移民導入に用いれば、より多くの労働力を本国イギリスから植民地へ移動させることができる。労働者が資金を貯めて土地を購入すれば、

さらに移民が入ってくるので、労働力は枯渇することはない。こうして植民地は発展し、最終的には自治領になることが可能となる、というものである。

(21) ウェイクフィールド計画の具体的内容については、沢井・注二紹介書第一章「ウェイクフィールド計画とは何か」八頁以下参照。

本文に紹介した文章は同一六頁より引用。

(22) エドワード・ウェイクフィールドは九人姉弟で、エドワードが長男、陸軍中佐タニエルが次男、海軍艦長アーサー (Arthur) が三男、弁護士ウィリアム (William Hayward) が四男である。いずれもニュージーランド会社の一員として活動し、ニュージーランドの歴史の一部となる。

(23) ニュージーランド会社の初期の活動については、沢井・注二紹介書二一九頁参照。

(24) 南オーストラリアの開発は、総督ハインドマーシュ (John Hindmarsh) の指導性の欠如などから、一八四二年までに売却された二九万九〇〇エーカーのうち、耕作されたのはわずかに二、五〇〇エーカーにすぎず、植民地財政は破綻し、ウェイクフィールドの唱えた組織的植民は事実上失敗した。ハインドマーシュについて詳しくは、次を参照。

http://www.jet.osaka-u.ac.jp/seiyousi/bun/5dicv/dict.html/00547_HindmarshJohn.html

これは、大阪大学大学院が設けている「オーストラリア事典」というサイト中にある文書である。

(25) この日、布告等が読み上げられたことについては、次の書の二頁以下を参照。この本の筆者であるコレンソ (William Colenso) は CMS 宣教師で、ワイタンギ条約調印にあたり、通訳を担当した

この本の筆者であるコレンソ (William Colenso) は CMS 宣教師で、ワイタンギ条約調印にあたり、通訳を担当した

CMの宣教師ウィリアムズの同僚である。本書は、条約調印に出席し、直接にその状況を見聞したコレンズが、本国向けに執筆した報告書である。

“The Authentic and Genuine History of The Signing of The Treaty of Waitangi New Zealand, February 5 and 6, 1840” by W. COLENSO 1890. Wellington. by Authority: George Didsbury, Government Printer 1890. Reprinted Published by Capper Press Christchurch, New Zealand 1971

また、布告そのものの内容については、同書附録(三七頁)参照。布告そのものが、英語版とマオリ語版の二つが、予め用意されていた。

(26) ホネ・ヘケは、子ども時代にケリケリ (Kerikeri) にあったCMSのミッションスクールに通ってクリスチャンになっており、特に通訳に当たったウィリアムズ牧師を深く信頼していた。ホネ・ヘケについては、主として次のサイトに準拠している。

Freda Rankin Kawharu. Heke Pokai, Hone Wremu, from the Dictionary of New Zealand Biography. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 30-Oct-2012

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1h16/heke-pokai-hone-wremu>

(27) コレンズ・注二五紹介書二五頁以下参照。

(28) コレンズ・注二五紹介書三四頁参照。

(29) ワイタンギ条約の、英語版及びマオリ語版の対比については、次のサイトに紹介されている。これは、ニュージーランド国立図書館・公文書館などが作成しているワイタンギ条約に関する総合的な資料サイトである。

ニュージーランド初期憲法史(甲斐)

<http://www.treaty2u.govt.nz/the-treaty-up-close/treaty-of-waitangi/>

(30) 英語版とマオリ語版の意味の相違に関する記述は、矢野明宏「諸外国の憲法事情③ ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館刊二二六頁より引用。

(31) 一八七七年に、ブレンドン・ガスト (James Prendergast) 首席判事は、the Wi Parata v Bishop of Wellington 事件 (ンガナトア族は、一八四八年に同部族の若者のための学校を建設するという約束とひきかえに、CMSに土地を寄付したが、CMSは約束を守らなかったという事件) において、ワイタンギ条約は司法的にも憲法的にも価値が無いと判決した。なぜならば、マオリは野蛮人であり、したがって条約を結ぶに必要な能力を持つ民族ではなかったからであるとした。なお、この判決は、二〇世紀初頭に、当時のニュージーランド最高裁判所であるロンドンの枢密院で覆された。この事件について、詳しくはヴィクトリア大学の設けている次のサイトを参照。

<http://www.nzlii.org/nz/journals/VUWLawRw/2004/4.html>

(32) ワイタンギ条約法の内容については、次のサイトを参照。

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1975/0114/latest/DLM435368.html>

(33) 本文に引用したワイタンギ審判所の活動内容の紹介文は、岡野内正「植民地化不正義審判所の可能性―最近の先住民研究に触発されての一試論―」『アジア・アフリカ研究』三八二号(二〇〇六年)二―三七頁)の冒頭の一節である。

(34) 特許状は、常に「letters」と複数形で使用される。これは、そのラテン語形の litterae patentes に由来する。

- (35) 一八四〇年憲章は、正式名称を “Charter for erecting the Colony of New Zealand, and for creating and establishing a Legislative Council and an Executive Council, 1840”。
- その内容については、次の書を参照。
W. David McIntyre, and W.J. Gardner, “Speeches and documents on New Zealand History” Oxford: Clarendon Press, 1971, P54 以下。
- (36) 植民長官は Colonial Secretary の訳語である。原語は、英本国における植民大臣と同一の用語である。しかし、(17) で言及しているのは、あくまでもニュージーランド総督の下僚であって、事実上の副総督と位置づけられる官職である。ニュージーランドにおける公共事業 (public service) を担当した。一九〇七年に、内務大臣 (Department of Internal Affairs) が設立したことから、内務大臣に発展的に解消された。
- 出典 = “History of the Department”, The Department of Internal Affairs. Retrieved 3 July 2010.
- (37) ニュージーランドは、一九五一年に上院を廃止し、現在は一院制である。
- その経緯については、藤本一美 “世界の二院制議会 (Ⅱ) — ニュージーランド議会における上院廃止 ” 専修大学社会科学年報第四四号 一六三頁以下参照。
- (38) 行政評議会は、内閣とは異なる。閣僚は全員が行政評議会に属するが、そのうちの特定の者だけが内閣を構成する。二〇一四年八月現在、閣僚は二八名おり、そのうち二〇名が内閣を構成し、他の八名は閣外相となっている。
- (39) これらの地方名は、ホブソンの命名によるものである。彼の故郷、アイルランドの地方名に由来する (アイルランドには、アルスター、マンスター、レンスター及びコンノート (Connacht) の四地方がある)。
- (40) フィッツロイは、自身の手で、その在任時代の状況及び自分の行動を述べた次の書を刊行しているので、本文の記述の多くはそれに依存している。
- “Remarks on New Zealand, in February 1846” by Robert Fitz-Roy, London: W. and H. White, 24, Pall Mall, 1846.
- なお、フィッツロイの伝記的な概略については、次のサイトを参照。
Ian Wards, “FitzRoy, Robert, from the Dictionary of New Zealand Biography: Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 18-Sep-2013
URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1112/fitzroy-robert>
- (41) フィッツロイ・注四〇紹介書紹介書一四頁によると、フィッツロイが乗っていった軍艦は、彼の到着後一ヶ月しかおらず、また、彼が自由にできる軍艦は、当初はオークランドにいた第八〇連隊 (七八名) のみであった。後に第九六連隊 (五六名) が派遣されてウェリントンに駐在するようになった。
- (42) ワイラウ事件の詳細については、次のサイトを参照。
<http://www.nzhistory.net.nz/war/wairau-incident/further-information>, (Ministry for Culture and Heritage), updated 20-Dec-2012
- (43) フィッツロイは、ワイタンギ条約を、ニュージーランドのマグナカルタ (the Magna Charta of New Zealand) と呼び、大変重視していた。フィッツロイ・注四〇紹介書一〇頁参照。
- (44) ニュージーランドの、この時点における財政状況については、

フィッツロイ・注四〇紹介書二五頁以下参照

(45) フィッツロイの公債発行については、フィッツロイ・注四〇紹介書二六頁参照。

(46) マオリの白人に対する印象が、ワイラウ事件を契機に変化したことについては、フィッツロイ・注四〇紹介書紹介書二二頁以下参照。

なお、今日のニュージーランドの学者は、ホネ・ヘケの蜂起の根本的な原因は、首都が、ホブソンによって、コロレカからオークランドに移転したことにあると考えている。それにより、経済の中心が北部地方ではなくなったことから、ホネ・ヘケは様々な経済的利益を失い、ホブソンが課し、フィッツロイが額を上げることになった関税により、物価の値上がりだけが残ったことに対する不満というのである。例えば、次のサイトを参照。

Freda Rankin Kawharu. Heke Pokai. Home Wiremu. from the Dictionary of New Zealand Biography. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand. updated 30-Oct-2012

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1h16/heke-pokai-home-wiremu>

(47) フィッツロイは、ホネ・ヘケは、各地方に翻っている英国旗はその土地が英国の主権に属していることを示しており、その土地の人々は英国の奴隷となっているのだ、と他のマオリを扇動し、戦いに駆り立てたとしている。フィッツロイ・注四〇紹介書紹介書一〇頁参照。

(48) ホネ・ヘケのラッセル焼き討ちについては、第三代総督グレイの伝記である次の書の八三頁を参照。

“The Life and Times of Sir George Grey, K.C.B.” By William Lee

ニュージーランド初期憲法史(甲斐)

Rees and Lily Rees. New Zealand: Printed and Published By H. Brett, of Lake Takapuna, at his General Printing Office, Shortland and Fort Streets, Auckland 1892.

(49) 植民者に対する軍事訓練の不実施については、フィッツロイ・注四〇紹介書四一頁参照。

(50) マオリと欧州人間の土地売買の自由化措置については、フィッツロイ・注四〇紹介書三五頁参照。

(51) フィッツロイの罷免については、フィッツロイ・注四〇紹介書五〇頁参照。

(52) グレイは、ホブソンやフィッツロイが海軍士官(艦長)であったのに対し、陸軍士官(大尉)であった。ビッグル号の第三次航海に参加して北西オーストラリア沿岸を調査し、その後、一八四〇年にアルバニーで弁務官を務め、一八四一年から南オーストラリア総督に着任する。当時の南オーストラリア財政は、注二四に述べたとおり、ウエイクフィールドの組織的植民論の実施の失敗から危機的な状況にあった。グレイはその対策として徹底的な支出の削減を行い、植民者からの非難を招いたが、最終的には財政の健全化に成功していた。その点については、

“Sir George Grey Pioneer of Empire in Southern Lands” By Geo. C. Henderson, M.A. Adelaide University. April 1907 第四章及び第五章参照。

(53) グレイが到着直後に首長達と会議を開いたことについては、ヘンダーソン・注五二紹介書七四頁参照。

(54) グレイの手紙については、ヘンダーソン・注五二紹介書七七頁より引用。

(55) ホネ・ヘケとの和平については、ヘンダーソン・注五二紹介書

- 七八頁以下参照。同じく、リー・注四八紹介書八九頁参照。
- (56) テ・ラウバラハの逮捕については、ヘンダーソン・注五二紹介書八一頁以下参照。
- (57) 公債の償還については、リー・注四八紹介書八五頁参照。
- (58) マオリの土地購入独占権の復活については、ヘンダーソン・注五二紹介書九一頁参照。
- (59) グレイ伯爵とは、第三代伯爵であるHenry George Greyのことである。一八三〇年代にウェイクフィールドの理論¹⁾、英国の植民地政策が影響されたのは、当時戦争・植民副大臣 (Under-Secretary of State for War and the Colonies) だったグレイ伯爵がウェイクフィールドの理論に賛同したからである。そのグレイ伯爵が、一八四六年から植民大臣に就任していた。なお、紅茶で有名なEarl Greyは第二代伯爵である。
- (60) マオリの土地の登記制度の導入に関しては、ヘンダーソン・注五二紹介書一〇四頁以下参照。これは、ワイタングイ条約が空文化してごく一部の重要な節目と考えられている。
<http://www.nzhistory.net.nz/politics/treaty/treaty-timeline/treaty-events-1800-1849> updated 22-Aug-2014
- (61) マオリに対する研究努力の結果を、グレイ自身が次の書として公開している。
 一八五三年 [Ko Nga Mohaka, Ne Nga Hakariora O Nga Maori] Christchurch N.Z.: Kiwi Publishers 2002
 一八五五年 [Polynesian Mythology, and Ancient Traditional History of the New Zealand Race] Auckland: Printed by H. Brett, 1855.
 一八五七年 [A Collection of Maori Sayings and Proverbs] Christchurch, N.Z.: Kiwi Publishers 2004.
- (62) 本文で、この箇所以降に紹介しているグレイの、マオリの民生に対する努力についてはヘンダーソン・注五二紹介書一一一頁以下参照。
- (63) 欧州人の資金のこの当時の水準については沢井・注二紹介書一七四頁
- (64) 武器・弾薬・酒のマオリに対する販売禁止については、ヘンダーソン・注五二紹介書一一一頁参照。
- (65) マオリの司法活動への導入については、ヘンダーソン・注五二紹介書一一五頁以下参照。
- (66) マオリの首長の判事任命については、リー・注四八紹介書一〇六頁参照。
- (67) マオリの道德規範については、沢井・注二紹介書第一章「先住民マオリの社会構造」、特に二〇一頁に紹介されているmana (威信) と hui (報復) の関係参照。
- (68) グレイの、この時期の施策に対する自己評価については、次を参照。
 Keith Sinclair "A History of New Zealand" Penguin books Auckland 一九八〇年刊八八頁。
- (69) シンクレア・注六八紹介書八九頁より引用。
- (70) New Zealand Constitution Act 1846の詳細な内容については、英国政府の官報であるロンドンガゼット (The London Gazette) 参照。
<https://www.thegazette.co.uk/London/issue/20687/page/5997>
- (71) ウェイクフィールドの植民地自治の議論のごくつばは、沢井・注二紹介書三六頁より引用。

(72) この一八四六年憲章の施行延期という抗命行爲をめぐる本国とのやりとりについては、リー・注五八紹介書一四四頁以下の Chapter XV, *New Zealand Constitution of 1846*, 参照。

(73) グレイの、本国に向けて、一八四六年憲章の施行延期を求めた書簡については、マッキンタイヤ・注三六紹介書六三頁以下参照。

しかし、これは抜粋であり、全体的な内容についてはリー・注五八紹介書一四四頁以下 Chapter XVII, *The Despatch of July, 1849* が詳しい。本文は、両者を参照の上、内容を要約したものである。

(74) 一八四六年憲章に対するグレイの意見については、リー・注四八紹介書一〇頁より引用。

(75) グレイが、自身が総督である限りマオリの権利が守られると考えていたことについては、ヘンタートン・注五二紹介書一一六頁以下参照。

(76) グレイの本国政府に対する要望書については、マッキンタイヤ・注三六紹介書六九頁以下参照。

(77) グレイの「二つの民族が一つに溶け合う」という言葉は、マッキンタイヤ・注三六紹介書七一頁参照。

(78) 一八五二年憲章の正式名称は、“An Act to grant a Representative Constitution to the Colony of New Zealand.” である。その条文に「つじは、次のサイトを参照」。

<http://nzetc.victoria.ac.nz/tm/scholarly/tei-GovConst.html>

(79) グラッドストーンの一八五二年憲章に対する言葉については、リー・注五八紹介書一四二頁参照。

(80) 一八五二年憲章第七条の原文を以下に紹介する。
The members of every such Council shall be chosen by the votes of the inhabitants of the Province who may be qualified as

ニューージーランド初期憲法史(甲斐)

hereinafter mentioned: that is to say, every man of the age of twenty-one years or upwards, having a freehold estate in possession, situate within the district for which the vote is to be given, of the clear value of fifty pounds above all charges and incumbrances, and of or to which he has been seised or entitled, either at law or in equity, for at least six calendar months next before the last registration of electors, or having a leasehold estate in possession, situate within such district, of the clear annual value of ten pounds, held upon a lease which at the time of such registration shall have not less than three years to run, or having a leasehold estate so situate, and of such value as aforesaid, of which he has been in possession for three years or upwards next before such registration, or being a householder within such district, occupying a tenement within the limits of a town (to be proclaimed as such by the Governor for the purposes of this Act), of the clear annual value of ten pounds, or without the limits of a town of the clear annual value of five pounds, and having resided therein six calendar months next before such registration as aforesaid, shall, if duly registered, be entitled to vote at the election of a member or members for the district.

(81) 一八五二年当時の欧州系住民の収入については、沢井・注二紹介書一七四頁より引用。

(82) この召選は、グレイが議会制定法に不服従であったことに対する、本国植民省による懲罰的人事であったことについては、リー・注五八紹介書一六二頁以下 Chapter XXI, Sir George Grey's Vindication—Honours at Oxford 参照。

(83) パートは、マオリが集団で住んでいる大きな家の意味である。

(84) タニエル・ウエイクフィールドの主張については、沢井・注二紹介書六一頁より引用。

(85) オタゴ植民地におけるマオリ参政権押さえ込みの記述は、『Contributions To The Early History Of New Zealand [Settlement of Otago]』By Thomas Morland Hocken London Sampson Low, Marston And Company Limited 1898, P144 より引用。

(86) マオリの参政権が全く認められなかった訳ではない。一八五三年に行われた総選挙においては、有権者として登録された者の総数五、八四九人のうち、約一〇〇〇人はマオリ（ほとんどは部族の酋長）であった。

出典＝ニュージーランド選挙管理委員会ホームページ

<http://www.elections.org.nz/maori-and-vote>
 (87) 一八五二年法七一条も非常に複雑な規定である。以下に原文を紹介する。

71. But I should point out to your Lordship that under the form of government I now propose, the country is to be divided into electoral districts, which will only include those portions of it which are occupied by a large European population: the great mass of the native population, who contribute largely and increasingly to the revenue, which is at present almost entirely raised from duties of customs, would be thus wholly unrepresented. I beg, therefore, most earnestly to recommend that from the revenues of the northern province there should be reserved a further yearly sum of four thousand pounds (£4,000); from the revenues of the Wellington province a sum of two thousand pounds (£2,000);

and from the revenues of the three southern provinces a sum of one thousand pounds (£1,000), making in the whole an annual page 61 amount of seven thousand pounds (£7,000), which the Governor-in-Chief should be authorized to apply, together with any surplus that may accrue from the civil list, to any of the following purposes:—

The construction and maintenance of hospitals, to which Maories are admitted on equal terms with other subjects of Her Majesty.

The establishment and maintenance of schools, to which Maori children are admitted on the same terms as other scholars.

For the payment of Resident Magistrates, and of Native Magistrates, and for the maintenance of a Native Police:

For making presents to native chiefs in acknowledgment of services rendered by them:

And, generally, to such other purposes as may tend to promote the prosperity and happiness of the native race, and their advancement in Christianity and civilization.

(88) 一八五四年六月の時点でケレイは既に離任しており、他方、後任のブラウンは着任していなかったため、ウィンヤードが総督代行を務めていたが、彼は自分には正式の発令をする権限がないとしたので、スーエルの就任は非公式のものであった。ブラウンが着任後、改めて第二回総選挙が行われ、一八五六年の第二回議会においてスーエルは改めて内閣総理大臣に就任する。ただし、わずか二週間後内閣は倒れ、フォックス(William Fox)が第二内閣総理大臣に就任するが、この内閣はわずか一週間で倒れた。安定した政権ができたのは、第三内閣総理大臣としてスタップフォード(Edward

William Stafford) が就任してからである。スーエルは、この内容には副総理格の財務大臣として参加している。

(89) 新憲章の下における自治政府のマオリへの対応については、リー・注五八紹介書三〇七頁以下参照。

(90) マヌアワポウ集会については、シンクレア・注六八紹介書一一二頁参照。なお参照、沢井・注二紹介書二二四頁。

(91) マオリ王擁立運動に関する、同時代における最も包括的な書は、次のものと言われる。

“The Maori King or the Story of Our Quarrel with The Natives of New Zealand” by J. E. Gorst, First published by Macmillan & Co., 1864, Reprinted 1959 Pauls Book Arcade/Hamilton & Auckland: New Zealand

筆者は、イギリスの法律家であり、政治家であるが、ニュージーランド戦争時代にニュージーランドにおり、マオリ王擁立運動の中心人物であったタミナハナと親交があった。一九五九年復刻版には、オークランド大学の当時助教授であったシンクレアによる詳細な注記があり、同書の価値を高めている。

(92) 集会は一八五六年二月末に始まり、一八五七年一月まで続いた。ゴースト注九一紹介書四二頁は、その原資料として、次のものを紹介している。

Reported by Governor Gore Browne in despatches of 17 December, 1856, No.130; 27 March, 1857, No.32, GBPP, 1880/2719.

(93) ゴーストは、タウヒアオについて、弱い男で、完全にタミナハの影響下にあったとしている。ゴースト注九一紹介書五頁参照。

(94) タラナキ戦争については、様々な書で紹介されているが、本文の以下の記述は、主としてリー・注五八紹介書三〇八頁以下に依存

している。但し、マオリの人名表記には若干問題があるため、その後の研究に基づき、正しいものに修正している。

(95) 人口統計については、ヘンダーソン・注五二紹介書一九四頁参照。

(96) リー・注五八紹介書三二〇頁は、後に開かれた裁判において、この土地はキンギに完全に権利があり、テイラ自身がそれを認めたと述べている。テイラは、それ以前の事件の報復 (UE) として、政府の力を借りたのである。

(97) マオリに対する武器弾薬販売禁止令の廃止については、リー・注五八紹介書三二一頁参照。

(98) グレイの二八六年における権限については、ヘンダーソン・注五三紹介書二一七頁参照。

(99) Runanga は、議会と訳しているが、マオリがもともと有していた機関である。本来は、寡頭政治的な機関で、数人の首長が戦争等について話し合い、一般人は単に傍聴するだけであった。しかし、この時期には考えられる限り民主的なものに発展していた。「女や子どもの参加も認められ、発言が許された。犬や豚さえ閉め出されなかった」とゴースト注九一紹介書一五八頁は述べている。

(100) グレイのマオリ・自治体計画についてはヘンダーソン・注五二紹介書一九四頁参照。

(101) 最後のマオリから直接入植者に土地を売却する権限は、ワイタングイ条約に抵触するので、同法が発効するにはロンドンの認証が必要であった。その認証は、一八六五年に、同法が抜本改正される直前になって、ようやく与えられた。なお、原住民土地法の今日までの変遷については、ニュージーランド会計検査院の次のサイトを参照。

- <http://www.oag.govt.nz/2011/housing-on-maori-land/appendix.htm>
- (102) グレイのマオリ王制に対する姿勢については、ヘンダーソン・注五二紹介書一九九頁参照。
- (103) ワイカト川の状況については、ゴースト注九一紹介書二三頁参照。蒸気船の導入については同書一九六頁参照。
- (104) グレイによる道路建設に対するマオリ側の反応については、ゴースト注九一紹介書二四頁以下参照
- (105) タミハナの言葉は、ヘンダーソン・注五二紹介書一九九頁より引用。
- (106) グレイの設けた施設に対するマオリの態度については、ヘンダーソン・注五二紹介書一九九頁参照。
- (107) オタゴの金については次を参照。
Carl Watmond, 'Gold and gold mining', *Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand*, updated 9-Nov-12
URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/gold-and-gold-mining/sources>
- (108) ゴーストの追放については、ゴースト注九一紹介書二三頁以下参照。なお、この時ゴーストがグレイに書いた切迫した状況を知らせる手紙が、リー・注五八紹介書三二五頁に収録されている。
- (109) 第二次タラナキ戦争開戦時の状況については、リー・注五八紹介書三二八頁参照。
- (110) マオリ側の回答の言葉については、例えばシンクレア・注六八紹介書一四四頁参照。
- (111) グレイは一八七〇年にニュージーランドに戻り、いったんは隠棲していたが、一八七四年にニュージーランドの政界に出馬し、彼が作り出した一八五二年憲法の完全な実現を目指して奮闘を開始し、その後、二〇年間国会議員を続けた。一八七七年には同国の内閣総

理大臣になったが、彼の内閣は短命で、わずか二年で崩壊した。一八九八年に死去する。

- (112) ワイカト戦争後の状況については、シンクレア・注六八紹介書一四四頁参照。

(113) ニュージーランドでは、憲法上の財産権制限にもかかわらず、金鉱掘りに一八六〇年から、参政権を与えていた。一八六九七〇時点では、約二万人の金鉱掘りが選挙登録をしていたが、選挙登録者総数は四一、五〇〇人であったから、その影響力は強かった。

出典＝ニュージーランド選挙管理委員会ホームページ

<http://www.elections.org.nz/high-vote/gold-rush>

マオリ参政権は、その前例があったがために認められた。

- (114) マオリの二重投票権についてはニュージーランド選挙管理委員会ホームページ参照。

<http://www.elections.org.nz/maori-and-vote/maori-representation>

(115) *ノリ*に名の出たホネ・ヘケはHone Heke Ngapua (1869-1909) といふ。本稿で、ワイタング条約の締結等に活躍したホネ・ヘケ(Hone Whenua Heke Pokai)は、彼から見て大叔父に当たる。彼の業績については、次を参照。

Freda Rankin Kawharu, 'Ngapua, Hone Heke', from the Dictionary of New Zealand Biography, *Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand*, updated 4-Dec-2013

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/2n12/ngapua-hone-heke>